

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 19 日

平成21年第2回座間味村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|---------------------|--------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平 成 2 1 年 6 月 1 9 日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座 間 味 村 議 会 議 場 | | | |
| 開 閉 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 平成21年6月19日 午前10時00分 議長宣言 | | |
| | 閉 会 | 平成21年6月19日 午後3時13分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 宮 里 順 之 | 6 番 | 宮 里 祐 司 |
| | 2 番 | 中 村 秀 克 | 7 番 | 欠員 |
| | 3 番 | 金 城 善 昇 | 8 番 | 金 城 勝 英 |
| | 5 番 | 金 城 英 雄 | 9 番 | 宮 平 秀 保 |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 2 番 | 中 村 秀 克 | 3 番 | 金 城 善 昇 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 金 城 英 幸 | 臨 時 書 記 | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 村 長 | 宮 里 哲 | 会 計 課 長 | 宮 平 優 |
| | 教 育 長 | 仲 地 勇 | 教 育 課 長 | 宮 村 英 美 |
| | 総務企画・財政課長 | 垣 花 健 | 船 舶 課 長 | 野 崎 康 |
| | 住 民 課 長 | 宮 平 真由美 | | |
| | 環 境 衛 生 課 長 | 金 城 英 隆 | | |
| | 産 業 振 興 課 長 | 宮 城 武 | | |

平成21年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成21年6月19日午前10時開会）

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名 |
|-----|-------------|--|
| 1 | | 諸般の報告 |
| 2 | | 行政報告 |
| 3 | | 所信表明 |
| 4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 5 | | 会期の決定 |
| 6 | | 一般質問 |
| 7 | | 提出議案の説明について（議案第20号～議案第29号） |
| 8 | 議 案 第 2 0 号 | 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算第8号について） |
| 9 | 議 案 第 2 1 号 | 専決処分の承認について（平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について） |
| 10 | 議 案 第 2 2 号 | 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について） |
| 11 | 議 案 第 2 3 号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 12 | 議 案 第 2 4 号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について） |
| 13 | 議 案 第 2 5 号 | 専決処分の承認について（平成21年度座間味村一般会計補正予算第1号について） |
| 14 | 議 案 第 2 6 号 | 専決処分の承認について（平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算第1号について） |
| 15 | 議 案 第 2 7 号 | 専決処分の承認について（平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第1号について） |
| 16 | 議 案 第 2 8 号 | 専決処分の承認について（平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算第1号について） |
| 17 | 議 案 第 2 9 号 | 平成21年度座間味村一般会計補正予算第2号について |
| 18 | 報 告 第 1 号 | 平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（一般会計） |
| | 報 告 第 2 号 | 平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計） |
| | 報 告 第 3 号 | 平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（航路事業特別会計） |

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成21年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成21年3月9日～平成21年6月18日

- 3月28日（土） クジラと花の音楽祭（議員参加）
- 4月 1日（水） 村議員辞令交付式（議長出席）
- 4月 3日（金） 沖縄県離島振興町村議会議長会設立総会及び式典（議長出席）
- 4月 8日（水） 三小中学校入学式（議員各小中学校に出席）
- 4月 9日（木） 三幼稚園入園式（議員各幼稚園に出席）
- 4月18日（土） 平成21年度座間味村海びらき（議員参加）
- 4月27日（月） 南部地区町村議会議長会臨時総会（議長出席）
- 4月28日（火） 平成21年度行政連絡会議（議長出席）
- 5月21日（木）～22日（金）
離島六村議会運営協議会（渡嘉敷村、議員6名参加）
- 5月29日（金） 仲村三雄村長激励会（議員参加）
- 6月 1日（月） 宮里村長登庁式（議員参加）
- 6月 2日（火） 宮里村長就任挨拶（副議長他議員同行）
- 6月16日（火） 議員全員協議会（午後1時30分）

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

行 政 報 告

平成21年6月19日

- 平成21年 3月19日 沖縄県知念文化環境部長来訪
- 20日 1フィート運動上映会
- 21日 阿嘉・慶留間祭り
- 24日 教職員離任式
- 25日 総合事務局建設開発部来訪
保健事業報告会
- 26日 座間味村慰霊の日
沖縄県地域離島課長激励会
- 27日 沖縄タイムス座談会

- 28日 陸上自衛隊追悼式
クジラと花の音楽祭
- 29日 浜下り
- 4月 1日 辞令交付式
2日 教職員辞令交付式
3日 離島町村長議会議長会発足式
13日 地元の元気対話交流会
18日 海びらき
21日 南部市町村会・南部振興会合同理事会
23日 沖縄県海岸防災課、南部土木事務所所長表敬
座間味ダイビング協会定期総会（懇親会）
28日 南部市町村会・南部振興会理事会
県民の警察官表彰式
市町村行政連絡会議
- 5月 7日 漁港漁場協会理事会
8日 南部市町村会理事会
南部振興会理事会
11日 南部振興会評議員会
南部市町村会定例総会
県過疎地域振興協議会理事会
県離島振興協議会理事会
過疎要請（東京）～12日
14日 ラフウォータースイム協賛依頼～15日
15日 道路整備促進期成同盟会沖縄県連絡協議会
17日 村長選挙投・開票
25日 南部離島町村長議長連絡協議会
離島振興協議会臨時総会
過疎地域振興協議会臨時総会同激励会
26日 全国離島振興協議会総会～27日
29日 退任式、激励会
- 6月 1日 就任・初登庁
商工会女性部三役来訪
2日 県知事等就任挨拶～3日
4日 NTTユビキタスチーム来村
住民課事務調整
県自治労表敬
5日 県教育長等就任挨拶
北那覇地区税務団体協議会及び同懇談会
9日 渡嘉敷村役場表敬
阿嘉区総会

- 10日 NTTホエールネット担当村長表敬（小山泰範取締役ITビジネス部長）
阿真区総会
- 11日 （株）ダイケン金城社長表敬
邦エンジニアリング富永社長他表敬
座間味区総会
- 12日 総合通信事務所ユビキタス講演会
- 13日 ラフウォータースイム・イン座間味
- 15日 阿佐区総会
村商工会幹部との意見交換会
- 16日 ヨットレース協賛依頼
りゅうせき金城正一統括部長面談
- 18日 村長事務引継ぎ

おはようございます。本日は私にとりまして初議会でございます。一日よろしくお願ひしたいと思います。

それでは平成21年第1回座間味村議会定例会、これは3月13日以降の主な事項について行政報告をいたします。行政報告をする前に、5月までは前村長仲村三雄村長の任期中の行政報告、それから6月1日からは私の行政報告となっておりますので報告いたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上、村長の行政報告は終わります。

日程第3. 所信表明を行います。

村長から所信表明の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

村長所信表明

平成21年第2回座間味村定例議会の開会にあたり、議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表します。さて、今議会は、私が村長としての村政運営をスタートするに当たり大変重要な議会となりますことから、冒頭に私の所信を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために！」をテーマに4項目からなる公約の実現と、また水問題等、村政運営を進めていく中で急を要する課題を優先して取り組んでいきたいと考えているところであります。

1 合併しない行政運営

まず、村民の多くが心配しております村の財政事情は非常に厳しい状態となっております。平成20年度決算から新たな財政健全化法が適用され、本村は、早期健全化団体となることが確実なところであります。公債費負担適正化計画の着実な執行により、年々公債費の負担は減少しつつありますが、集中改革プラン等を検証しながら、さらなる財政の健全化を図ります。また、合併につきましては、これまで県が構想しております合併構想市町村による研究会により、議論が重ねられてきたところですが、公約でも申し上げてきましたとおり、「地域のことは地域で決める」住民に開かれた自立型行政の実現のためにも、私は合併しない行政運営を目指してまいります。また、第3次総合計画が平成21年度で終了することに伴いまして、行政運営を行う上で基本となる計画、目標、理念等、長期的な基本構想を定める第4次総合計画の策定に向け、住

民との協働による取り組みを進めてまいります。

次に、第3セクター「(株) 21・ざまみ」の経営健全化につきましては、その存廃を含めて、徹底した検証を行ってまいります。

また、役場への人事評価制度を導入して行政改革を進め、行政組織の活性化と人材育成を行い、住民福祉のさらなる向上に努めてまいります。

2 村民が住み心地のいい村

次に、我が国は少子高齢化社会による人口減少時代に突入し、本村も同様な傾向になっておりますが、お年寄りがいつまでも安心して暮らすことができる仕組みづくりや、村内各施設へのユニバーサルデザインの導入、安心子育て支援の充実、食育活動の推進、児童生徒の地域間・世代間交流事業の推進と座間味村を学ぶための教育環境づくりを進め、お年寄りにやさしく、かつ安心して子育てができ、郷土愛が育まれるむらづくりを推進してまいります。また、慢性的な水不足により、座間味島においては8年連続となる制限給水が実施されてきました。今後は水の安定確保に向けて、抜本的な解決となるような、新たな方策を検討してまいります。

ごみ処理の問題につきましては、那覇市、南風原町の御協力により沖縄本島において処理が行われているところですが、現在係争中の座間味クリーンセンターの稼働につきましては、今後の最重要課題として取り組んでいかなければならないと考えているところであり、資源ごみのリサイクル等、さらなるごみの減量化に努め、安全で安心して生活できるむらづくりに取り組んでまいります。

3 観光客がまた訪れたいくなるような村

次に、活力ある村の産業振興につきましては、観光立村として、地域資源を生かした観光振興を図るため、積極的な推進を図るとともに、近年減少傾向にあります観光客誘致のための方策を早急に検討していくこととしております。さらに、農林水産業の活性化のため、まず、地産地消制度の確立を目指してまいります。また、観光客や村民の足としての地域における公共交通体制の整備についても、その確立に向けて取り組みを強化し、観光客が「また訪れたい・延泊したいと思う観光地座間味村」を創造していきたいと思っております。

4 公約の実現に向けて

最後に冒頭でも申し上げましたとおり、本村の財政状況は、県内他市町村と比較しましても、非常に厳しい状況にあります。しかしながら、例え財政が厳しい中におきましても、住民生活の基本となります水の確保のための簡易水道における水源開発や、各家庭での雨水・地下水利用の促進、また、歴史・文化・自然、あるいは平和資料に関する展示施設を、既存公共施設の有効活用とあわせて整備を進めて参りたいと考えております。さらに現在休止となっております座間味・阿佐線の早期改良に向けた検討や、ごみ処理体制の再構築、学校校舎の計画的な改築、若者の定住促進のための公営住宅の整備につきましても、早期に実現できるよう努力してまいりたいと思っております。

これら幾多の所信を申し上げましたが、いずれにいたしましても、行政を遂行するためには、何より大事なことは職員の前向きな対応が必要でございます。リーダーの意を挺し、法律、法令、あるいは条例に基づきまして、村民の手足となって公平で公正に努めることを期待しております。

以上、村長就任にあたりまして所信の一端を申し上げましたが、座間味村が座間味村として今後も存続していくためにも、行財政改革を推進しながら、住民福祉を第一に取り組んでいきたいと思っておりますので、村民の皆様、議員の皆様、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成21年6月19日

座間味村長 宮里 哲

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の所信表明をを終わります。

日程第4．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 中村秀克議員及び3番 金城善昇議員を指名します。

日程第5．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異義なし」と言う者あり）

異義なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

一般質問を行う前に、議長の許しを受けまして、見事な当選をいたしました村長に一言祝辞を述べさせていただきます、よろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

はい、どうぞ。

○ 5番（金城英雄議員）

今回の選挙におきまして、すばらしい票の獲得をいたしまして、見事に当選いたしました宮里村長、大変おめでとうございます。この大きな祝福をいつまでも初心に戻りまして、この若さとエネルギーを十分に発揮いたしまして、これから我が村の村政に取り組んでもらいますようお願いいたします。本当に見事な勝利おめでとうございます。ではこれから一般質問に移らせてもらいます。

1．村長の事務引継ぎについてでございます。村長の事務引継ぎはどのような状況になっていましたか。特に（株）21・ざまみの今後の運営について懸念されるが、村長は今後の運営をどのように考えていますか、伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。前村長との事務引継ぎにつきましては、地方自治法に基づき、昨日終えたばかりでございますが、事務的なことは別にしまして、私といたしましては、今回の選挙で掲げてまいりました公約を実現すべく、今後4年間の任期中、誠心誠意頑張っていきたいと考えております。また、御質問にあります（株）21・ざまみにつきましては、多額の負債を抱え危機的な状況にあることは認識しております。今後同社の経営改善が図られるのか、あるいは収入及び支出の実績、もしくは見込みについて、また、経営改善策等を含めた報告を求めていくこととしております。その報告をもとに精査、検証し、同社を存続させるのか、整理するのかを判断していきたいと考えているところです。また、株主として、村の責任の範疇につきましても、あくまでも出資の範囲内であり、これを超えた責任は存在しないということも、ここで明確にしておきたいと思っております。これは国の総務省の指針でも明記されているところでもあります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

事務引継ぎの内部のことについては、村長もあまり返事をしていませんが、私が聞きたいのは前村長から

今後の状況について自分が残してきた課題を、またその財政面においても四苦八苦している村をどのような方向で健全化し、その発展のためにやってくれというようなお言葉があったかどうか、それと村が抱えている大きな債務をどのようにしていくかということ、私は聞いているわけでございます。まず、一つよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

前仲村村長からの事務引継ぎの中で、財政面に関しましては、現在策定されております座間味村財政健全化計画、あるいは公債費負担適正化計画がございますが、それらを着実に遂行していただきたいということを事務引継ぎの中で話されておりました。もちろん私もその件に関しましては重々承知しておりますので、確実に遂行させていただきますということを述べております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これはもう既にやって終わっていることですから、どうしろこうしろと言ってこれからそれを追及してもその負担は新村長に係ってくることですから、それは余りそういったものをほじくっても効果がないかとも思います。しかし、何にしましても仲村村長自身がちょっと誤ったような方向づけにかじを取ってしまったというようなこと、でございますので、今後、私が今ここで問うている大きな問題は（株）21・ざまみの問題です。一般会計や役場内の債務というのは仕事上のあれですから何とも言えませんけれども、一番大きな要因はその（株）21・ざまみのこと、でございますので、その（株）21・ざまみの今後の運営を、本当に今、村長が所信表明の中に入っている健全化という言葉、本当に引継いで健全化させて、（株）21・ざまみの債務を返済しながら、本当にすばらしい会社にしていけるのかどうか懸念されるわけです。何か話しによりますと去年の赤字も700万円ぐらい出ているのではないかという噂もあるのです。その（株）21・ざまみの現在の経営状況といたしましては、何もここから波及してくる収入がないです。購買事業と、あるいは客の入れ方、これ以外に何も収入がないのに、これからどのように思慮していかなければいけないか。もちろんこれは村長1人の責任でもない。それを承認してきた我々議員にも責任があります。そういうことをお互いがどうすればこの（株）21・ざまみを立派な会社にしていけるのか、それを第一に考えていかなければならないということで、私は再三、3月にもこれをいろいろ、クリーンセンターも一緒に質問しましたが、また今度も出していますので、これは村長がかかわっているから出したわけですが、こういうことを村長、今後、（株）21・ざまみの責任者とも十分連絡を合せて、研究をして進めてまいりたいと思います。その赤字の解消方法、急にそう言ったって、村長も検討も何もつかないはずだと思いますが、9月定例議会までには、ぜひその赤字がどのぐらい削減できているのかどうか、その努力をしているのかどうか、それを勉強して報告してください。これはこれで終わります。

次、座間味クリーンセンターの稼働に向けた取り組みをどのように考えているか伺います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの金城英雄議員の座間味クリーンセンター稼働に向けた取り組みをどのように考えているのかという質問にお答えいたします。

御質問の焼却炉の稼働については、現在東京高裁において控訴審を継続しているところであり、判決の結

果を踏まえ、今後の対応方を考えていきたいと思ひます。現在のごみ処理については、当分の間は、搬送して処理を行ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今現在稼働していないということで、搬送しているのはわかっていますが、今後、課長、このクリーンセンターが稼働できるような可能性があるのか、するとしたら莫大な金がかかるわけですから稼働できるかどうか、どのように考えていらっしゃるのか伺ひます。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

稼働の可能性と経費がかかるけれども、それを含めてということでの質問にお答えいたします。まず可能性ですが、先日の全協でもお話しましたが、今裁判で係争している中で、我々は書面の提出を求めていますけれども、これは操業するに当たって非常に大事な資料がありまして、発注の際の特記仕様書の中に提出をするよう明記されています。どういう資料を出してくださいということで、電気機械設備、あと操作等において、それにもかかわらずまだ一部未提出のがありますので、そういうものを我々としてはしっかりと出していただかないと、今後の操業においては、それに沿って運転をしていくわけですから、そういう大事な部分が、今未受理だということです。裁判の結果というのがまだ出ておりませんが、もし裁判でそういう資料の提出を高等裁判所が提出命令を出したとしても、それが確実に我々の手に入るかどうかというのは、これは今の段階ではちょっとはつきり受理できる、できないという話は、今のところできません。そういうことで、大変裁判でも命令、その後の相手の誠意ある提出があるかというのが、非常に争点だと思いますけれども、そういうことでそういう書面的なものを確実に出していただいて、あと整備という問題がまた出てきますけれども、そういうことで整備を図れば、稼働が不可能なことではないということが想定されます。経費については、2年半停止している状況ですから、一体稼働するための点検、整備等を終えて準備をしていたところなんですけれども、そのままの状態になっております。機械類というのは動かさなければ経年劣化が非常に進みますので、特に配管類、かなりの配管が通っていますので、そういうものが非常にダメージがあるのではないかと想定されますので、点検、整備等の費用というのは、今のところは幾らぐらいかかるという見込みは出しておりませんが、配管類の経費がかかるのではないかとこのように見込んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

全体会議で、いろいろ課長からの説明を受けまして、この内容とかいろんな裁判に関することは聞いてはいますが、私が一番聞いている問題は、今後いつまでもそれが稼働しない状態で長引くと、置けば置くほどこれは劣化していくわけですから、今課長がおっしゃったように、そういったことでこれから裁判も完全に終わって、いざこれを稼働しなければいけないということになると、また莫大なお金がかかってしまうのではないかとこのように思います。ですからそういったことは、今後また村は大きな債務を抱えなければいけない。そうしますともう村は身動きも取れないような状態になってしまいますので、課長、この裁判は9月か10月ごろにならないとわからないという状況でございますので、これが終わらない間はこれは手をつけられないわけですから、早目にこの問題を、弁護士あたりと相談して、どうすれば早目に解決できるかどうか、ひ

とつこの方法を急いでください、考えて。裁判も行けば行くほど金がかかるわけです。雇っている方なども全部金がかかるわけですから、二重、三重に経費が重なってしまって、本当に村の財政は持ちきれなくなるわけです。ですからこれは何もエンジンがすぐ故障したわけではなくて、いろいろここに問題があつて裁判問題にまでなつたわけですから、そういうことを皆さんは責任を持って、村民に迷惑をかけないように、村に負担をかけないようにするのが行政の姿ではないかと私は思うわけです。ただ終わったから、はい、もういいというような状態では、これは許されない行為だと私は思うわけです。そういうことでしたらだれでもできます。(株) 21・ざまみの件についてもそうです。私は前にも言いましたが、親方は日の丸だというような心構えでは行政の長としては務まらないということを念頭に置いて、私の質問は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

次に、1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

1番議員、一般質問。質問事項1. 行財政運営について。質問の要旨、今回の第15代目を定める村長選挙は若い3氏の三つ巴選挙となりまして、村民の大きな関心と期待が寄せられました。その結果、宮里 哲氏の圧勝に終わりました。改めて新村長、誠におめでとうございます。選挙中、宮里 哲の提案ということで、「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために」4つのマニフェスト、本日所信表明を終えておられますけれども、与えられました1期4年、その提案を書かれておりますけれども、どのような行財政を進めていかれるのか、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問についてお答えいたします。私は今回の選挙戦におきまして、「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために」というテーマのもと、4つの公約を掲げて選挙戦を戦ってまいりました。まず、この4つですが、「合併しない行政運営」、それから「村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたいような村」これらのマニフェストを実現するためにということで、4つの公約を掲げておりますが、まず、これらの中で、私が一番初めに取り組みたいことは行財政改革でございます。住民の福祉、あるいは福祉に伴う公共事業、それから産業の振興、すべてにおきまして早急に取り組みなければいけないということは重々承知しておりますが、まずは行財政改革を強力に推し進めることが大事だと思っております。財政の健全化をまず進めることで、住民の福祉のための道路の問題、あるいは水の問題、それらを早急に解決するためには、まず財政の改革が必要でございますし、あるいは住民福祉のためにも行政改革も進めていきたい。先ほど話をさせていただきましたが、人事評価等、いろいろな制度を役場の中に導入させていただきたいと思っております。そうすることで役場の中の活性化、職員のやる気を引き出していきたいということです。それをするによりまして、職員のやる気が出れば、結果住民福祉の向上につながると私は考えておりますので、まずは4つの項目を挙げさせていただいておりますが、まず行財政改革、合併しない行政運営をすることが一番大切だというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございました。マニフェストを一々たくさん質問はできませんので、これをピックアップしていただきますのでよろしくお願いいたします。まずお伺いいたします。3月定例議会で、座間味村副村長の定数条例が制定されました。もちろんそれは必置条例ではありませんけれども、村長は副村長を置く予定がおります

か。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問にお答えいたします。副村長を置く予定があるかということでございますが、現在においてはまだ副村長を配置することは考えておりません。まず私がやりたいことは、就任させていただきまして、座間味村の行財政、あるいは全体のことについて、もう一度私が検証させていただきたい。その上で副村長を置くか否かという判断をさせていただきたいと思っております。先だつて行われました庁議におきましても、各課長の皆様に話をさせていただきましたのは、副村長は当面置きませんと。当面は勉強させていただきたいという話をさせていただいているところです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

さっきもありましたとおり、平成20年度決算から、自治体財政健全化法の制定で、本村の実質公債比率が公表されましたことは御案内のとおりでございます。それによりますと、本村の実質公債比率は28.5%と、沖縄県で一番数字が高く、全国でも5番目と総務省より公表されました。まさに財政破綻した市町村よりも危ないと言われております。収入に対しまして借金返済額の割合が高くなれば家計に例えましても贅沢はできず、食費も切り詰めなくてはならず、いわゆる首が回らない状態ということになります。本村もかなり首は回りにくくなっていると思います。大丈夫かと聞かれても、村長が大丈夫ですよとは軽々しくは言えないと思います。これに対して村長、これは所信表明の中のものですから、どのようにお考えですか。今の私の財政状況について所感を申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。本村の先ほどお話がありましたとおり、28.5%という実質公債率、これは平成19年度決算をベースに算出された数値でございます。ちなみにその前の前年度平成18年度決算でいきますと30.6%ですか、その前の年が30.7%ということで非常に厳しい状況が続いております。平成18年度決算におきましては、全国でワースト3に入っておりましたし、財政の硬直化というのは全国でも非常に厳しい状況になっていることは重々承知しております。しかしながら、財政健全化に向けまして、前年度、平成20年度に策定しました座間味村財政健全化計画、あるいは平成18年度ですか、たしか策定しました公債費負担適正化計画というのがございますが、これらの計画に基づき、どんどん財政の健全化に向けて頑張っているところでございます。その結果、28.5というポイント数でいきますと多少は改善されているということと、あるいは今年度、平成20年度の決算ベースでいきます実質公債比率につきましても、ただいま集計中でございますが、28.5を下回るのは確実だと私は考えております。これ

らのことから、各種健全化計画を着実に遂行するとともに、あるいは県のほうでも、あるいは国のほうでも財政の悪化している自治体に対する何かしらの補助といたしますか、いろいろな制度ができつつございますので、それらをうまく活用させていただきまして、できるだけ早い時期に28.5%以下になるような行政運営、財政運営を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

実質公債比率、つまり借金ですが、それが多いのではなせかと。村民には検証して知らせる、公表しなければならぬと思っております。それにはこれまでのいろんな事業、あるいは各種施設の整備等が要因だと思っておりますけれども、その借金を具体的に村民に知らせることが大事ではないかと思っております。そういう中で、昨年の村税の話が出ましたけれども、自主財源の村税についても、町村議長会の報によりますと、本村の村税の納付が悪いのです。近海離島村の渡嘉敷、渡名喜、南北両村、粟国、その5村は徴収率が90%以上上回っているのです。ところが我が村はここ数年来80%切っているのではないですか。80%ぐらいです。そのように低迷しているのです。だからそういったことも考えまして、今現在税務課の課長も言っていましたけれども、税務課の見直しもしまして、庁舎職員全部に向けて、あるいは専従を置いて、置いていますけれども、この徴収体制の強化、強力にこれは進めてもらいたいと思うのですけれども、所感を願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。御提言ありがとうございました。実は本村におきましても、徴収率がなかなか向上しないということで、私が就任する前から取り組んできているところでございますが、実は平成20年度から、これは徴収を頑張るために税担当だけではなくて、各種の使用料等を含めまして徴収の向上対策チームを発足しております。これによりまして幾分かの改善はなされてきているところでございますが、御提言にもありましたとおり、これからも、今年度もそういう対策チームを発足させていただきまして、徴収率、あるいは各種使用料の徴収向上に努めてまいりたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この徴税については、ただでさえ借金があるのに取るべきものを取れないというのはおかしな話です。だから現村長の第一の重要課題として、徴税事務にハッパをかけてください。以上です。

それから次、慢性的な水不足による座間味島においては、8年連続となる制限給水が実施されてきました。ある村の出身の先輩から言われたことは、10年近くも断水騒ぎが起きているのに、毎年毎年那覇市から水を運んで、村民、観光客に供給しているということは、昔から言われている言葉でいうと水を治める者は国を治めるの例え、座間味村の主、自治の能力の限界ではないかと言われたことがあり、私は大変ショックを受けました。また、那覇でタクシーに乗車したら、私が座間味村の議員と知り、座間味ではまた例のお祭りの断水が始まっていますねと言われ恥ずかしい思いをいたしましたこともあります、これは事実です。それで今後は、緊急的に水の安定供給確保に向けて抜本的な解決策を講じる必要があると思います。決してそれは一朝一夕にはできないとは思いますが、しかし、すぐ手を打たなければ水問題は前進しません。観光客もここ数年来7万人台、よく10万人台と言っておりますけれども、嘘ですよそれは。連動して減少傾向にありま

す。毎年新聞にその記事が載り、観光客はこのことを知り、座間味村に行ったら水が使えない、飲めないという印象を持っているのではないかと思います。そのことが観光客の入り込みの減少の要因にもなっていると私は思っています。今度早急に水問題の解決は緊急的な課題でありますので、抜本的な方策を打ち出すべきと考えております。若い村長のリーダーシップをお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。村民の皆様には8年連続給水制限ということで、大変御迷惑をおかけしております、本当に申しわけなく思っております。先ほどの水に対する考え方でございますが、私は就任させていただきまして、早速担当課長であります環境衛生課長とも話をさせていただいております。できるだけ早い時期に抜本的な水事情の改善のため、どういう事業があるのかということ話し合っております。その中でできるだけ早く水事情の改善に努めたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございます。次に金城議員からもありましたけれども、(株)21・ざまみの問題についてでございます、いいですか。(株)21・ざまみの第2期から第4期までの決算書、損益です。累積で負債額が、先ほどありましたけれども、6,911万7,043円と、多額の負債を抱えています。課長、事務局、覚えておいてください。約7,000万円です。そういう負債を抱えている会社を、村長、今後どのように再生し、村長がおっしゃるような経営健全化に図っていかれるのか、これは難しい話ですけども、所感をお聞かせください。村長のマニフェストの中でも、先ほどありましたけれども存廃を含めて、徹底した検証が必要ではないかと思っております。そのことについて検証して、存廃の決定をするべきだと思いますけれども、よろしく願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。第3セクターであります(株)21・ざまみのこれからの経営の健全化に関してでございますが、私は選挙戦でも常に訴えてきたとおり、すぐに清算ををするということは考えておりません。

(株)21・ざまみの設立当初の目的であります「座間味村を元気にするために」あるいは特産品の開発であったり、雇用の確保という面で、これからもこれらのことができていくのであれば第3セクターとして会社は存続していくべきだと、私は個人的に考えております。また、現在の負債の処理、あるいは従業員の雇用の問題等を考えますと、すぐにはできないということでございますが、この1年間、まずは現体制で(株)21・ざまみには頑張っていたいただきたいということを、昨日も社長と話をさせていただいたところです。この経営に関しましては、私も民間の経営に関してはほとんど素人でございますので、行政の中でもできるだけ連絡等をこまめに取りながら、経営の健全化に努められるよう頑張っていきたいというふうに考えております。しかしながら、この累積赤字がどんどんふえて、あるいはもう1億円になるとかという話になるようなことになるのであれば、やはり座間味村の財政の健全化も含めて考えますと、厳しい決断を迫られるときもあろうかとは思っています。まずは1年間中身を見ながら議員の皆様にも状況を報告させていただきながら、1年間中身を見させていただきたい、あるいは経営の努力を会社の執行部の皆様にもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ありがとうございました。選挙中、マニフェストの中で一番強調されておりましたこと、座間味・阿佐線、現在休止寸前の座間味・阿佐線の整備事業の早期着手、あるいは完成に向けて、どのように取り組んでいかれるのか。当初は平成13年着手、平成18年完成の予定でしたが、現在そのめどが全く立っていない。最近道路問題が凍結されたところもありますけれども、そういったことで凍結にはなっていないかどうか調べる必要があります。果たして実は平成18年に前課長、前々課長の記録が残っているやつを私は持っています。協議されているのです。平成22年からできるような記録が残っておりますけれども、これは話を聞いたら、恐らく中止というのか、凍結といいますか、なりそうです。平成22年度までです、補助は。この辺を含めて、今後、関係部局あったときに調査をして、今までのことはもう言わなくてもいいです、トンネルが工法になったり、海岸線になったり、非常に紆余曲折やったのですけれども、それはいいとして、それはいいと言っても、ただ、莫大な金が出ていることは、村長、知っててください。無駄に設計費がかかるでしょう。こういったことはどうするかということで、それはいいですけれども、着工すること、これについてしっかり関係部局と詰めをして、ちゃんとヒアリングして、確認を取ってということで、担当課長が中心で、これを村長が横やりをするのではなくて、担当課をしっかりとらせて、こういうことが大事だと思っております、いかがですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

村道座間味・阿佐線の件についてお答えいたします。私も選挙戦の中では村道座間味・阿佐線に関しましても非常に危険な状態があるのではないかとこのことを訴えてまいりました。現行今までできている部分と同じような道ができるのかどうかというのは別にしまして、とにかく安全な道をつくるのが急務だと考えておりますので、担当課、あるいは県、国の担当部局と、ちゃんと調整をさせていただきまして、いつから着手ができるのか、どういう形での道になるのかということも含めて、改めて皆様に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

時間がきますのでどんどん進みます。次は、ごみ処理操業請負業者との訴訟裁判の問題も、前村長の大変な責任になります。その事件も宮里村長は引き継いでいかなければならないでしょう。避けては通れません。先ほども同僚議員にありましたけれども、最終結審がいつになるかわかりませんが、今後双方ともお互いに話し合い、譲り合い、一日も早い和解案ができて、双方ともに解決、いわゆる和解裁判になることを望みます。村長の所見をお願いします、裁判問題で。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

このごみ問題に関しましては、現在係争中でもございますので、軽々しく発言はできないとは思いますが、とにかく私が今考えておりますのは、住民に御迷惑をかけないような方法で決着することを望みたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

村長、この件については、裁判官がいみじくも言ったそうです。10億円近くもする、正しくは9億6,000万円ですが、あの施設を遊ばせておいていいのですかと。村民がかわいそうですねと。そして最後には、和解してくださいと言ったそうです。これは私に情報として入ってきました。そういうことで裁判問題ですが、一日でも早く決着をつけてほしいと願うのです。ちょっとこれについて決着はいつごろになりますか。次の裁判は7月の中ごろだと聞いているんだけど、これをちょっと確認してもらえませんか。これは担当課長でいいですよ。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問、今後の裁判の予定の質問なんですけれども、16日の全協でも裁判の経緯を説明したところでありますが、現在争点整理案ということで、1回目の争点整理をやっているところです。先月、5月14日に行われた控訴審で、相手方が欠席をしていたために、双方の争点整理ができませんでした。改めて第1回目の争点整理を7月14日に東京高裁のほうで行うことになっております。これによってこれまで述べてきた、双方で主張してきたことに対しては、もう整理をするということで、その後には判決に向けての論点の整理といえますか、ちょっと裁判用語でどのような文言の表現をするのかまだ把握していませんけれども、そういうふうに判決の整理がされるということで、後は判決言い渡しというようなことで、早くても判決の整理が8月から9月ごろ、判決言い渡しが10月ごろになるかということが予想されます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

沖縄の言葉でタッタニブクナティと。最初の定例議会では今ごろだということでしたけれども、だんだん延長していますね。それはいいとして、担当課長、あなたも大きな責任です。こういう仕事はあなたがやったのだから、今後村長もかわったから、もうけんかをする相手はいませんので、一つ良心的になって、本当です、笑い事ではないですよ。村民がまだまだ不安がっております。そういうことでこの部落はいつももさもさしているんです。この前も部落の初会が終わったら、あの問題チャーナトーガと。私はわかりませんといいました、わからないからまだ。そういうことで一日も早くこの裁判、いわゆる判決、結審が出ますことを非常に願います。神願いします。それでは村長、最後になりましたが、これからの新村政に希望いたします。常に村民との対話を密にし、むらづくりの意見交換や住民会議のような住民参加の場を必要に応じて開催してください。そしてこれまで以上に村民の意見が行政に反映されるよう取り組んでほしい、もらいたいと思っております。もう一つ大事なことを申し上げておきます。いいですか、課長たちも聞いてくださいよ。議員が一般質問をすることは、村民の意見を代表して質問するのでありますから、決して個々の議員の利益

のためではありません。議員が質問をいただくことはただし、是正するところは是正させ、不当なこと、法令に違反していることに対しましては断固として追求していきます。いいですか、これは例えはどういうことかと具体的にここで説明したいんですけども、宮里村政の初議会でもありますから、きょうは余り紛糾させないためにもこれは割愛します。ここで私の一般質問を終わります、宮里村政の発展をお祈りして終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

続いて、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長就任おめでとうございます。これから今までの問題、堆積した問題にどう取り組んでいくかは、所信表明演説でも聞かせていただきましたので、行政も議会も一緒になって問題解決をしていこうというふうに考えておりますので、頑張ってくださいと思います。きょう船、臨時便が出ないということで、きのう緊張して早く起きないといけなかったものですから、何か早く寝るためにクーラーをかけて寝たら声がおかしくなっているものですから、失礼しました。早速質問のほうに移らせていただきます。

まず第1に船舶の運営改善委員会設置についてということ去年、おとしから申し上げているのですが、まず具体的計画の事務の引継ぎです。3月の定例会でも、今年のゴールデンウィークからこの②にある船内における広告の取り扱い等を実施しようということで話をしてあったのですが、4月1日からその担当課長がかわりまして、実施できなかったということがありますので、今どようになっているのかを聞きたいと思います。まず①規約等の作成進捗状況について。3月定例会ではメンバーをどのような人たちにするかという具体的内容の案を作成中だということでありましたので、その後課長がかわりましてどようになっているのか、そこをちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えいたします。以前からこの問題はありまして、年度内で設置したいということで答弁しておりました。それに対してまだ設置されていなかったのでおわびしたいと思います。4月1日から事務引継ぎして移動してまいりまして、その当時の引き継ぎ、3月議会で副村長を置くということになったものですから、前任者から村長とそれらを検討してから庁議等、あるいは幹事会に上げてやったほうがいいということで、申し合わせしていたものですからきょうに至ってできていません。早急にやっていきたいという考えであります。先ほどもありました質問に対しては、そのまま事務局等で課題ですので、再検討ということで入れてあります。この委員のメンバーが大体9項目ぐらい挙げています。余りにも多いという話を2人でしております、それをさらに検討しながら、また早急にやらないといけないものですから、非常にいい提言ではありますので、またできた後に検証しながら進めていきたいという考えであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

内容的に②、③も大体似たような内容ですので、まとめて聞きますので、何日でしたか、阿嘉区の総会でも船舶の問題、そのあり方について、かなり質問が集中しておりました。その中でもやはり③アイランダー事業。これは私が議員になった当時からずっと言い続けていることで、スタンプ制も廃止しますと言いつつまだ実施されていないということは、今年から、4月からはもうないものだと思っていたらまだ続いていると。これも非常に不思議な話なもので、だから委員会の中で早目にそういうものをどうするのか決めてくださいということで設置をお願いしたわけです。船舶は赤字です、補正予算で一般からの持ち出しでやりますよと言う割にはこういう努力をしないということを私は感じるわけです。だから一般の人もそれを感じているはずなのです。なぜ赤字なの、運賃も値上げしたのではないかと。運賃は値上げしているけれども、ただの往復券はあげると、とんでもない話だと。これはもうだれが考えてもわかる話なのです。だから経営改善されていないと。これは恐らく総合事務局からも怒られているはずで、住民課関係で。だから早急にこれはやるべきですということです。あと②につきましては村長選挙のときに、もと課長だった候補者がなぜだか知らないけれども、私が言い続けているこの船内広告だとか、ネーミングライツ、担当課長だったときには何もやろうとしなかった人が、なぜかそこに政策として出してきていたので、私はちょっと腹が立って本人に文句を言おうかなと思ったのだけれども言えなかったのですけれども、本当ですよ、これは。船内における広告の取り扱いというのは船員が早くやりたがっているのです。逆に言えば、課長の命令があればいつでも枠をつくってやりますと。だってこれはゴールデンウィークから10月までの期間です、広告が取れるのは。ネーミングライツにしても不況になったら企業が金を出しませんよと。だから景気がいいときにやってくださいと。だから2年前にやっておけばネーミングライツでも金が取れたはずなのです。今、世界的に不景気になっているので、広告をくださいと言ったって広告ははっきり言って10万円で取れたところも1万円でしか取れませんよ。だからそういう意味でも時期の判断を間違えるとまずいし、早目早目に取り組んでいってもらわないと、まずアウトだということです。③アイランダーに関する事業をいつまでに見直しをするのか、広報は入れているはずですから、この②と③の期限がいつごろになるのか、それを明確にお答え願いますか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質問、まず②からお答えしたいと思います。その広告についても前課長から引き継ぎをして、ある程度シナリオ的なものはできております。また金城議員も前に質問をして、ここもちょっとお聞きしておりますので、例えばフリーだと階段のほうにあるとか、いすの後ろにやるとか、ああいう概略的なものはできておりますので、これも早急に設置してその前に幹事会等について、村長にお伺いして実施していきたいという考えがあります。

③のアイランダーに関しては、阿嘉の初会等では、わかりやすく廃止とおっしゃったのです、大変説明不足で、実は12月31日でもう終わります。去年の11月ごろにこのメンバーのスタンプに対しては期限が12月31日に切れますよと、もう更新はしませんよと、ネット、あるいは広報等、あるいは通知等でほとんど全会員にしているということでお聞きしています。ですから今年の12月31日までには全部終了します。なぜ12月とされたのかはわかりませんが、村外のメンバーがちょっとカードの確認ができないものですから3月31日にすると、こちらのそれを扱っている皆さんがこんがらがらないかということで、前任者と相談して12月31日と決めたいです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

アイランダーの事業に対しては今年いっぱい、年度ではなくて平成21年いっぱいということできっちり実施してください。そのメンバーに対して通知報告は確実に行ってください、後でトラブルが起こらないようにしてください。あと②の船内における広告の件に対しても、逆に夏が勝負ですから、お客様が乗るのは夏ですから、やはり夏のうちにやるようにしてください。例えば那覇の国際通りあたりとか、そういう飲食店とか、そういうところでもかなりの広告が取れると思いますので、お客さんと直結した、見てここに行けるんだよということでアピールして、近くのホテルと広告の契約をして、早目に取り組んで、夏休みに入る前にできるようにやってください。この質問に関しては以上です。

あと2、ふるさと納税（寄附金）について。これは前にも高額寄附者に対する返礼のあり方について、1万円以上の寄附者に対して、5,000円の船舶の往復割引券を行うような安易なことはやめて、郵便局や商工会等と連携をして座間味村の特産物を郵パックで送ってみたらどうかと。そうすれば地元水産業、農業のほうで特産物をつくって、それが直接そういう人たちの能力を引き出すのとやる気を出させるのと直結できるのではないかとということで、私この提案をしてあったのです。ところが今どうなっているのかさっぱりわからないということで、座間味村の公式ホームページを見ても全然そのときのままなのです。だから私は何回もこれを質問しているのですけれども、どういうふうに改善してあるのか、検討会とか、そういうものはあったのかどうか、その辺多分これは総務課長に答えていただかないといけないでしょうね、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

お答えいたします。御質問のふるさと納税における特典については、また次の質問にもあります振込み方法等につきまして、金城議員のほうから御提案、御提言を受けまして、税政課、総務企画課を含め検討させていただきました。確かに他の団体におきましては、やはり特典として特産品を送るといった対応を取っているところがあるのですけれども、本村としては前回の3月の議会でも答弁させていただいたのですが、他の市町村と比較しても、件数、金額ともにやはり上位にありますし、今年度4月に入ってから、今朝も2名の女性の方がふるさと納税ということでお見えになったのですけれども、一定した申し込みが継続してあるということ、それから昨年10月から制度を開始しておりますけれども、まだ制度開始から1年未満ということ。あと寄附者から特典や納付方法についてのクレームということではないのですが、意見とかというのがほとんど寄せられていないということから、これは金城議員のほうへお願いというか、まず1年間今の方法でさせていただきたいと思います。もちろん並行して見直しを含めて、1年を迎えるに当たって、提言、提案いただきましたことについても含めて検討していきまして、その際の方法として活用させていただきたいと思いますので、ぜひ今後1年間迎えるに当たって、また寄附していただいた方からのアンケート等も取りながら、改善すべきはしていきたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私がふるさと納税、昨年3月定例会で質問しても、9月でやったらちょうどまた出てきたという上で条例もオーケーしたのですけれども、そのときこの1万円以上で5,000円割引きというのがほんと出たものだから、はっきり言ってこれが出ているのを私はわからなかったのです、後でホームページを見たらこうなっているもんだから、これはだからおかしいだろうと言ったのはそこなのです。私は3月にも6月にも他

の内地の松山とか富山とか、あの辺のホームページに載っていますからそれを参考にしてくださいということを、私はここで見せましたよ。そこは全部そういうふうになっているのです、最初から。だから役場、船舶は、役場の中で決めるという、安易なものだということで私は怒ったわけです。そういうことではないでしょう。これは余りにも安易過ぎる。そういうことでやったら絶対だめですよ。だから検討してくださいと言っているのは、10月にしたら実施日が10月1日ですから1年になりますよね、もうあと4カ月ですよ。そのときから検討を始めるのですかではなくて、今から検討しておいて、そのときにはどうしますかということは今からやっておかないとだめなわけですよ。そういう意味で私は言っているわけです。例えば島出身の人が内地にいます。お年寄りとかも沖縄本島にはいますよね。ふるさと納税したいと、やりました。だけど島には来れないという人たちが結構いるのです、はっきり言って。これは割引券発行して1年で済ませよう。その間に来れなかったら結局特典も何もなかったということになるわけですよ。島に来れる状態の人は喜ぶかもしれません。でもそうでない来れないけれどもふるさとに寄附して、ふるさとの懐かしいだれだれがつくったものだと送られてきた場合、非常にうれしいわけですよ。特に御年配の方々はね。そういうものも含めてそういうものを検討してくださいと言っているのも早急に、早目早目にやっておかないと、その時期が来てから手を打とうとしたら遅いのです、時期を失ってしまったら。だから今のうちからいろんな人を含めて、役場内だけでやったら絶対にだめです。これは、身内のやりやすい方向に持っていくから。そうでない方向でやってください、これはお願いですから。あと②の件は、総務課長、②の件もありますからということでありましたので、こちらのほうはどういうふうにして進めていっているのか、もうちょっと教えてもらってよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

この②の件につきましても、今銀行の振り込みのみということになっているのですが、なかなか郵便局での振り込みというのが、納付書の作成であったりとか、方法がなかなか進められていない状況です。もちろん担当者が一生懸命命を絞っているのですが、まだそれが確立できておりません。これについても今後、先ほど申し上げたとおり1年を迎えるに当たって、もちろん金城議員がおっしゃったとおり、時期が来てからやるのではなくて並行して1年目を迎えるに当たって改善していきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

具体的に郵便局の局長とか、そういう方々とひざを交えて話をされたことはあるわけですか。ない。だから中だけで話をすると、いろんな方法が前に進んでいきません。専門家がいる、郵便局だったらじゃあうちでやったらこういうふうにしてできますよとかいう知恵を持ってこない、その中で振り込みの手数料をゼロにできる方法だってあるわけですから、そういうものも検討してやらないと、銀行だったら銀行で、例えば内地から送るとなったらかなりの手数料がいるはずですよ。そういうものも含めて早急にやってもらいたいということになります。これ実は、私が何でそんなことを言うかといったら、さっきの①の件も含めてそうなのですけれども、まだ①の件に関しては、寄附者からの苦情は1件もないとおっしゃいましたけれども、実は私の弟が私にふるさと納税をやりたいのだけれども、どういう方法でやったらいいかと。インターネットで見なさいということで見たのですよ。1万円に対して5,000円というのは何かこれほど。私はふるさとに自分が本当は帰りたくても帰れないから、自分の思いがあるから寄附金をしたいのだと。それに対して何でこんなものを送ってくるのだと。実際に何か送ってきたらいいのですよ、何万円か寄附金を送ったら。

それで割引券を送ってきたものだから怒っているわけですよ、これは何だと。「担当はだれか」と言うから「総務課長だ」と言ったら、総務課長のところに電話を入れたらちょうど那覇に出張していなかったと。だから文句を言わなかったのだということを書いていましたけれども、実際にそういう人たちがいるのですよ。郵便局からやりたいのだけれどもという人たちもいるのだけれども、これの用紙をわざわざインターネットを見ていない人はわからないわけですから、じゃあどこに行けばいいのって言ったら、「那覇事務所に行ってください」と言うのだけれども、浦添、宜野湾から那覇事務所には来ませんよ、これをもらいには。だからそういう意味でどこでもできるように郵便局でできるように、また例えば郷友会名簿がありますよね、それもお願いしてふるさと納税のほうに寄与してくださいということで1枚50円ですから送ったらいいです、はっきり言って、そういうときのために有効利用したっていいのではないですか。中にはこれは個人情報だからどうのこうのという人もいるかもしれませんが、そうではないと思います。これは郷友会のお願いしたりとか、そういう努力もしてください、せっかくですので、あの制度をつかってください。これは以上です。

次、3選挙の期日前投票について。5月17日に村長選挙がありましたけれども、実は、阿嘉、慶留間は期日前投票で投票するのに船に乗ってわざわざこっちに来ないといけないわけですよ。特にお年寄りには船に乗っていくというのは大変な話で、さらにここまで来てやっと歩けるような人が、港までまたここまで歩いてこないといけないわけです。さらに2階にやる、座間味島の住民でもそう思うのですが、車椅子の人たちもいるわけです。これを何でコミュニティセンターは車椅子でも入れるのに、何で期日前投票でわざわざ2階にやったのか、これは私にとっては理解できないわけです。だって投票率を上げましょう、上げましょう、皆さん選挙に行きましょうと放送をしておいて、来れない状況をなぜつくっているのか。この期日前投票というのは平成15年12月1日から、たしか施行されていますよね、あれからもう5年です。こういう総務省の見解では、複数場所を設置する場合には、時間と期間はそこで決められることになっているわけですから、5年間何もしていなかったということになるわけです、逆に言えば。この間参議院選もありました、そのときもそうですよね。村長選挙もそうですし、それを総務課はこれは選挙管理委員会の仕事だというのだけれども、総務課が管理しているわけですよ、全く関係ないわけではないでしょう。だって総務課に事務担当者はいるのでしょ、選挙の。だからそういうものを何で法律が整備されたら、何で指導ができなかったのか。これははっきり言って私が提案しますけれども、今年どんなに遅くても9月には選挙があるのです、国政選挙が。来年は私ども村議の選挙もあるのです。出かける用事がちょっとあるから、選挙当日来れない、じゃあわざわざこっちに来ますか、来ないですよ。だから期日前投票のあり方を、皆さん選挙管理委員会の仕事だからではなくて、村長も含めて総務課長も含めて、書記を呼んで、調べられるんだったら調べて、要するに、阿嘉の総合センターで午前中はやって、午後からは座間味をやるという方法をとれるはずなのです。実際に私はいろんなところのホームページにあるのですけれども、いろんなところの選挙管理委員会を見ると、何カ所か場所を設置しているところが。選挙管理委員会の事務所は8時半から午後8時までと、法定の時間がそのままあるのですけれども、それ以外のところは期間とか、時間、全部自分たちで設定して、それを届出してやっているわけです。座間味村は、渡嘉敷みたいの一つの島であれば、車で年寄りを移動させたという話も出ていますけれども、できませんよ、これははっきり言って。内航路で来て、はい、投票終わりました、若い者でもやりません、忙しいときには、2時間は最低待たないといけないわけですから、帰るに帰れない。そういうものも含めて、仕事の忙しい人たちが期日前投票をできる。あと座間味だったらコミュニティセンターでやるようにしてください。彼らはどうして上がって来るのですか、だれかが担いで上がってきているのですか、エレベーターはないですよ。コミュニティセンターでやるように、施設は村がコミュニティセンターは貸しませんというわけにはいかないわけですから、議会事務局は使えるのだから、それを

含めて、指導できるのかどうか、その辺をちょっとどう考えるのかどうか。そこら辺、総務課長お願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

お答えします。期日前投票を含めた選挙に関する執行というのは、独立した執行機関で選挙管理委員会が行っております。もちろん期日前投票所の設置であったり、時間というのも選挙管理委員会が委員会を開いて定めているものですので、執行部側がコメントするというのは、余り適当ではないのかなと思うのですが、今、金城議員がおっしゃったようなことが、やはり問題として起こっているということであれば、やはり議会においてこういうお話があったということは選挙管理委員長あてにお伝えをしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに独立機関でありますし、こちらがごちゃごちゃ言うことは余りないと思うのですが、でも書記はちゃんと出してあるわけですよ。選挙管理委員の人間の選考といいますか、そのような理解がありますけれども、これは村長の案で言っているわけですよ、役場へ。この法律が前に不在者投票と違って、期日前投票というのは5年前から場所を複数にすればどこでも時間もできるということをやっているわけですから、予算もそのほうから出てきているわけでしょう。だからそういうこともあるので、逆に言えば書記がこの5年間でどういう問題があったから、会議をやっているはずなのです。投票率が悪い、当日でなかったら期日前投票があるのだからどうしましょうかといってそこで話し合いがなされているはずなのです。それをなされていないというのだったら、5年間で1回もそういう話し合いがなされていないのであれば、それは選挙管理委員のあり方自体も問題があります、人選に。ということになりますので、とにかく早急に選挙管理委員会に対して、住民の権利を侵害するようなことにもなっていますから、やりたいけれどもできないような状況をつくっていますから、早急に改善命令といいますか、出すようにしないと、だって村長も行政も議員も住民の権利を守るのは、私たちの義務ではないですか。選挙は権利ですよ、権利を阻害しているわけですから、その辺を指導できないと。コメントはできなくても指導してくださいということです。こういう案も出ていますよということで指導してください。これは村長を含め総務課長からお願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

続きまして、2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

一般質問を行います。その前に村長、初めての議会ですね。大分午前中は人疲れしているとは思いますが、これからまたよろしく願いいたします。1 慶留間港の港湾整備についてであります。今年も台風シーズンが近づいてまいりました。折りしも今3号が予想を見るとそのままだったら直撃しそうな感じの進路であります。慶留間港のつなぎ場の整備が不十分で、台風時には船舶を村道まであげて縦列駐車状態で非難

をせざるを得ないと。そのため車はその時期は片側交互通行という、それも村道でありますから、非常に不便を高じております。これは仲村前村長、私の前の武次郎さんから引き継ぎで、ずっと前仲村村長にもお願いして、早急の対策をお願いしますということだったのですが、それ以来、回答というか、進捗状況というのが伝わってこないのですがどうなっていますか。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの中村議員の慶留間港の整備についてお答えします。慶留間港の港湾整備については、県に毎年、私の前の課長の場合にも要望しましたがけれども、まだ整備には至っていません。これからも今後県に引き続き強く要望していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

多分県は港湾整備計画とい5年単位の事業で進めていると思うのですが、今現在何次計画で、次の計画はいつごろでその中に入っているのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

県の話で慶留間港は完了ということで前にお聞きしましたので、西側の防波堤の延長も含めて、多分予算の範囲以内で、万に一つも県はやらしてもらえないと思っておりますので、それも含めて整備計画に入れたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

前にも一般質問で、県議会で嶺井 光議員が慶留間港湾のことを質問されたときに、県の土木部長は前向きに検討しますということでそれをやって、村長は「じゃあ確認して返事します」ということで、その後村長からはどうにかいけそうではないかということを知ったのですけれども、あれから全然話がないと。さっき言われた西側の防波堤、あれもやはり波がそのまま入ってくるので非常に必要だと思うのですが、今いわゆる船揚場が非常に不便であります。今、車路のコンクリートとコンクリートの継ぎ目の部分は、台風のとときに波が持ってくる砂と石で削られて溝ができています。船を揚げるときも船台のタイヤの車輪がそれに引っかかって、また勢いよくあげるとバウンドして船体を傷つけるということが起きています。これは沖の防波堤のやつで、そんなに大きく金のかかるやつではなくて、地面ができれば簡単ではないかもしれないけれども、そんなに金のかかる工事でもないと思うのですが、相当船の持ち主もやはりこれは危惧しております。やはり村内には漁港も含めて5つ港があるのですが、一番台風時には苦勞するのは慶留間港で、村道に揚げなければならないという、それも普通のところでは三、四名いけば舟も揚げられるのですけれども、向こうの慶留間では七、八名いないとあげられないと。いわゆる車で引っぱって、一直線であげられませんか、押して進路を変えたり、非常に人的にも労力を使っていますので、この辺は、先ほどの県の土木課長が言った前向きに検討しますということ、座間味村にそれが届いているのかどうかお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

その前向きに検討するという事は、まだ担当からもお話は聞いておりません。県に連絡して回答を聞きたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは本当に早急をお願いします。例えると船が縦列駐車で約50メートル道路を占拠しているわけです。台風の最接近時はやはり人も歩かないのですが、やはり台風前に船を揚げる、風もそんなに吹いていないけれども、海が荒れるから前もって船を揚げるのです。その間は車の往来が激しいわけですから、そのときはやはり片側交互通行、また通学路にも当たりますから、やはり子供たちの安全性を考える。また前にもあったのですが、電柱とか、隣の壁とかにロープを取りますから、前、暗いときにおばあちゃんが足を引っ掛けてころんだと。幸いけががなかったのですけれども、そういう事故も起きますので、これから大きい事故があったらどこが責任をとるかという問題も出てきますので、これは早急に対応して、対策してほしいと思います。このときは地元、どこがいいのか、どういう方法がいいのかというのはやはり自分たちだけで計算しないで、地元が一番そういう場所はどこのところがいいのかということも知っていると思いますので、それは地元と協議しながら、それは県の管轄ですので、やはり県の担当も動かして早急に解決していい報告を受けられるように待っていますのでよろしくをお願いします。これは以上であります。

次、害獣、害鳥対策についてですが、ここ最近カラスによる農作物の被害と、また阿嘉、慶留間においては、ケラマジカによる被害がひどく増加していますが、村としてはこれから対策をどうしていくかお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまのカラス対策について、現在、慶留間、阿嘉におとりかごを設置して、結構効果を上げています。それで阿嘉において80羽ぐらい、座間味が100羽ちょっとという報告を受けていますので、慶留間島においてもこのおとりかごを設置して対策に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

阿嘉80羽、座間味100羽ということで、その80羽の中に慶留間のアカムテでとったのもあると思うのですが、これも私も金城議員と一緒にそれを設置して、非常に効果があったのですが、大分減っていたのですが、この島の住民が自分の畑のカラス対策として、これは確認は取れていないのですが、まずそうだろうと。自分の畑のためだけだと思うのですが、周りにカラスがいる真昼間、中に入って行って、勝手に取って行って見られてしまったと。それ以降全然カラスが入らないわけです、頭がいいですから。そういう現状です、多分そうだと思います。夜中にそれを処理してやれば、あれ以降えさを入れても全然もう来ないわけです。やはりおとりもやり始めはいいのですけれども、その後のフォローがないとなかなかつなげないと思うのですが、現在、座間味村というか、多分群れ単位で個体があると思うのですが、推定でカラスはどれぐらいいるのか、そういう調査とかは行っているのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

何匹いるというのは、今、鳥獣保護委員がいますけれども、そういうのはまだ調査したことはないです。これから把握したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

おとりかごは全部で何個設置してあるのですか、何台ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

座間味1個と阿嘉に3個と報告を受けています。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

その合計4つで約200羽とっているわけです、80と100ですから。それは多分それをつけた時期のデータだと思うので、やはりそれ以降の捕獲という報告はあるのですか、最近は入っているのか、頻繁に。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

阿嘉の区長さんに二、三日、四、五日前ですか問い合わせたところ、何かおとりの鳥も住民がとって、それから余り入らないと。それと同じ場所だったらカラスはわかるみたいで、それもなかなか入らないと。座間味でも同じということで、それでまた座間味において昼間、誰かとは言えませんが、とるのが怖いと言って住民から虐待と言われた変な話も聞いておりますので、できるだけ見えないように処分してやっていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これに対して直接農家が農産物の被害ということで、担当に被害があるけれどもカラスに対するどうかという被害届けみたいなものは出ていますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今のところ担当課にはまだ報告はありません。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

村に報告がないというのは残念で、我々にはいろいろ議員さんたちどうかしてくれないかという話をよく聞いているのですが、今後、今かごを設置して最近では余りとれなくなったと。そのほかにも対策というのは考えていますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今のところ、おとりかごを設置するように努めていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これはちょっと、比較というのもあれなのですが、やはりそういう農産物、あるいはいわゆる糞尿の被害もあるわけですね、農作物以外に、それに対して比べるのもあれだと思うのですが、奄美とかハブがいる地域では、ハブを1匹捕獲するごとに懸賞金制度をとっていることもありますよね、ああいう制度をとって、1匹当たり幾らという対策はできるのかどうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

このお話は前の議員からもお聞きしたのですが、1匹当たり買い取るという話も聞きましたけれども、1匹幾らで買い取るかいろいろ庁議などで議論して、果たしてどのぐらいかかるか、財政事情も勘案しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

やはり今、観光とリンクして1次産業、特に農産物を含めた発展をとということでやっていますが、今、カラスを防ぐのは現状では、いわゆるハウス栽培しかないわけですが、確実に100%ということになると。また耕作地に細い特殊線みたいのを張り巡らせるとか、そういう方法もあるのですが、やはり今生産者の高齢化が進んで、まだそれがなかなかできないと。だったら実数を減らす、今、阿嘉でもちょっとやっていると思うのですが、前もって巣を取るとか、そういうのをやっているのも聞いていますが、実数を減らすという対策をやらしてもらわないと、今の現状は打開できないのではないのかと。だからそれ以外にまたいろんな方法があれば、お互いに検討して、勉強してやらしてもらえればと思うのですが、やはりこれから観光とリンクした農業、水産業も含めてですが、非常に大事です、今の敵は座間味においてはカラスだけなのですが、これの対策をお互いに、前に猟友会も連れて鉄砲で打ったということもありましたけれども、お互い勉強しながら対策。カラスは以上で、阿嘉、慶留間のシカの被害についてなのですが、これも教育委員会になると思うのですが、ここ最近非常にひどいです。阿嘉、慶留間は夏の祭りをやめて、冬の花を中心とした、東村のツツジ祭りみたいな感じの、いわゆる冬のお客さんをお呼びするような祭りにしたいということで今年から取り組んで、いろいろツツジの植栽とかを公園付近でやっているのですが、2週間ぐらいは大丈夫だったのですが、今ほとんどシカに食われて何も無い。農作物の被害もあるのですが、観光客を引き寄せるための花も植えられない状態ということになっているのですが、シカの被害をなくす対策というのは、村はどう考えていますかお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ケラマジカの被害対策、これまでも対策は阿嘉、慶留間でやってきましたけれども、再度被害箇所を教育委員会とあわせて調査し、検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

教育委員会は国の指定の慶留間島についてのことになりますけれども、指定地域がある慶留間島においては集落内の花木、また屋敷内の園芸等の食害が発生しているというようですが、ケラマジカが集落内に下りてくる原因の一つとしてフェンス内のシカが食する草木が減ってしまったこと、そういうのが考えられます。食害防止対策として専門家の指導を受けながら、草木が育つように樹木の伐採等をし、餌場の整備ができな
いか、関係機関と相談をして検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

前に調査したと思うのですが、現在生息数は何頭ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

生息数ですが、これは5年、6年前のデータなのですが、阿嘉で80頭から100頭、慶留間はほぼ横ばい状態で、60から70頭というふうにあります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

阿嘉島に80から100というのは屋嘉比も含めてですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

屋嘉比は入れてないです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

屋嘉比はどれぐらいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

屋嘉比は20頭から30頭です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

全部で200、300頭いるか、いないかですね。やはり自分たちがつくった、生産した、手塩にかけて育てたやつが勝手に食われるということが慣例的になって、間引きしたらどうかという話も出てくるのですが、確かにニホンカモシカも天然記念物ですが、実際に間引きということが行われているのですが、これはケラマジカに対して適用できるのかどうか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

天然記念物であるケラマジカが間引きできるかということなのですが、これは指定地区の慶留間地区においては、まずそういうのは調べてみないと確かな返事はできませんが、慶留間島の指定地域内においては難しいのではないかと。ただ阿嘉島については指定外ですから、率直に言ってそういうのも可能なのかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは阿嘉島においては、いわゆる害獣という扱いにはなるわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

そうです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今ちょっと例をするとあれなのですが、今、水問題とシカ問題でお互い様なのですね。座間味の水問題も確かに困っているのはわかるのですが、私らとしては今、水があって何も無いから、わかるよというあれなんですけれども、座間味の人からしたらシカ問題はわかってはくれてはいるのですが、やはり真剣になれない、お互いそういうのがあるのです、多分そうだと思います。だからそれもお互い共有して、やはり同じ座間味村だと。座間味島にも今、雄ジカが何頭か来ているという確認は取れているわけですね、たまたま被害がないわけけれども、これの被害が起きてしまったら大変なことですから、やはり阿嘉、慶留間でその対策をして、もし座間味でそういうことがあったら、阿嘉、慶留間のあれがもし成功すれば成功例としてその対策を打ってもらいたいということで、今現在やはり慶留間に関しては、いわゆる耕作地に関しては、国県の補助で金網で囲って、耕作地に関しての被害はないのですが、やはりさっき言った花です。観光客を迎えようとして花を植えてやっても全部食われるし、去年伊江島の100周年の感謝祭の式典で伊江島からハイビスカスを100鉢ぐらいもらったのですが、やはりシカが食うだろうということで、ほとんど学校に寄贈して、10本ぐらいやはり石碑の周辺に植えているのですが、新芽が出るたびにずっと食われて全然花が咲かない状態で、花もそうなのですから、いわゆる糞公害あるわけです。阿嘉の公園もそうだけれども、慶留間の緑地公園も全部糞だらけです。やはり衛生的にも非常に悪いし、これは観光客が見ても、これはやはりイメージをダウンさせると思うのですよね。その辺をやはり集落内でシカがいない、本当は以前にシカも戻して欲しいと思うのです、やはり山で生活できればシカも幸せなものですから、だからさっき教育課長が言ったように、木の伐採で山を昔のように下草を生えさせて、全部全部の伐採ではなくて、やはり一部分を草原をつくってやる、シカがずっと生活できるような。やはり教育委員会、産業振興課も縦割りではなくて、産業振興課がやる造林事業の中の予算を使って伐採もやって、それで委員会か何かの予算をつけてやるという、まずはどこかを指定場所をつくって、そこにシカが戻っていくかどうかの、これは短時間ではできないと思います。やはり時間をかけてじっくりと。ちゃんとポイントを定めてやって、それが成功すればいろいろ広げていけば大丈夫だと思うのですが、これは産業振興課と教育委員会の連携は可能でしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今、提案のありました山の指定地域内にそういう造林事業と、あとは委員会の事業を合体してできないかという質問ですけれども、委員会と協議して文化庁ともいろいろあると思いますので、協議して検討してまいります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

もう本当に目に見えてひどいです。今、屋敷の中に入って、屋敷でやっている畑も荒らされる状態ですので、計画は時間はかかるのですけれども、早目に対応してもらいたいと。それにはどうしたほうがいいのかと、勉強会も含めてなのですが、ちょっと村長の意見もお伺いしたいのですがよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどのカラスの件にしましても、ケラマジカの件にいたしましても、できるだけ主管課、あるいは教育委員会含めましてどういった対策ができるかというのは、これからまた一生懸命考えさせていただきますと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

ちょっともう一つ後に戻ります。カラスのおとりかごの件ですが、あれは実際管理者とかはいるのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今、阿嘉の管理者は区長さんをお願いして、座間味は宮里さんをお願いしています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

それに対しては、いわゆるボランティア活動ということですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今のところボランティアです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。管理者も含めて一生懸命やっていると思いますので、何かの手当てでもあげられればと思うのですが、とにかく本当に大事な問題で、困った問題でありますので、対策を早目にして採決に導いていっ

てもらえればと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

続きまして、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

それではまず新村長、就任おめでとうございます。村長のマニフェストでもある住みよいむらづくりのために議会も両輪となって一緒に取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは質問のほうに移らせていただきます。まず1つ目、税及び公共料金の徴収についてです。この質問は自主財源の確保と真っ当な納税者に対して公平感の是正を行うという観点から、毎議会で収納状況、徴収率の質問を行っているわけですが、まずこのあとの本議会において平成20年度の特別会計が歳入不足のことから専決議案が何件か上がっていると思います。後ほど詳しい報告があると思いますが、一般質問に入る前に、各会計ごとの歳入不足額をまとめて総務課長のほうからお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

ただいまの御質問にお答えいたします。平成20年度におきましては、3つの特別会計で赤字が生じております。まず会計ごとにその数字をお知らせしたいと思います。まず初めに老人保健事業特別会計予算が199万2,000円、次に簡易水道事業特別会計予算、1,566万4,000円、次に航路事業特別会計予算、赤字額が1,066万1,000円、3つの会計を合計いたしますと2,831万7,000円の赤字ということになります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ただいまの説明で不足額わかりました。特に大きいこの簡易水道、航路事業における歳入不足になった主な要因をお聞きしたいと思いますが、環境衛生課長と船舶課長、主な要因をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

赤字の中での簡易水道につきまして説明をいたします。簡易水道、下水道、それと漁業集落排水事業の徴収状況につきましては、各集落ごとに質問のあった宮里祐司議員のほうに資料をお配りしてあります。その中で先ほど質問のあったように簡易水道事業の滞納額が非常に多額となっております。ほかの会計に比べて突出した額となっております。これにつきましては去年も3,400万円ぐらいの大幅な赤字と、今年が1,600万円ぐらいということで2年連続で大きな繰り上げ充用を行う措置をとっております。水道の中身を分析しますと、件数はそんなに大きな、いわゆる滞納所帯というのはそんなに多くはございません。その中で今、平成20年度の決算での水道事業の滞納額が1,362万5,000円、徴収額が422万4,000円、平成20年度中に収納しております。徴収率としては現年度分で72%、滞納分で25%ということ

で、一般会計の税と、それと国保税、水道料金、船舶ということで、徴収チームをつくっていろいろと徴収にも当たりましたが、そういうような対策を講じてきましたが、平成20年度現年度分がこれまでにない滞納額がふえて、現在決算時で平成20年度の分が滞納として入ってきますので、現在額の滞納が1,600万円あります。そういうことで、水道料金の改定等の影響も若干あったのかということで分析しておりますけれども、2年連続1千何百万と、平成20年度末で1,600万円という大きな赤字を出しておりますので、その徴収に当ってはこれ以上ふやさないように、ふやさないということと、それと毎年計画的に徴収をして、目標を設けて、2年、3年後にはもう徴収を確実に終えるというようなことで、段階的に計画をつくって取り組んでいきたいと考えております。ちなみにこの1,600万円のうちで、大口の中でもちょっと大きな大口で、1,600万円のうちで760万円が2件です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。今、歳入不足になった主な要因ということで質問したのですけれども、ちょっと今、いろいろ回答されたので、私もちょっと今こんがらがってしまったのですけれども、いわゆるこの歳入不足になった主な要因、要するになぜこれだけ滞納額、歳入不足になったのかという要因を聞いているのです。事業費が…。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

すみません、ちょっと説明不足で。これまで去年の決算時にも答弁をしたのですけれども、昨年同様に徴収チームをつくったときの徴収率の目標設定が90%という、非常に申し上げにくいのですけれども、高率で徴収目標を目指しておりました。先ほど申し上げたように90%に対して現実厳しいもので25%でございました。その差額の分で歳入に欠陥を生じたということです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。続いて航路事業です。歳入不足の主な要因、原因をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの宮里議員にお答えしたいと思います。まず要因としては、これは財政から水道、いろいろ国保まで去年から大口等もあってそうなっていますけれども、余り効果がないなという船舶課、私自身はそう思っています。ですからみずから10回、20回でも足を運んで今後やっていきたいと。自分でもちょっとこの額に実際は驚いています。去年も報告があったと思うのですけれども、大口6件で2,000万円余るんですよ。これを今後どのように取っていくか大変悩んでいるところでございます。とにかくこれを聴取しないとイケないものですから、ちなみに去年は2,000万円とします。今年は2,000万円を超しているのですよ、この大口だけです。本来右下がりであればいいのですけれども、右上がりなものですから、どのような体制でやっていくか、船舶課事務長とも前々から相談はしております。来月からちょっと失礼ですけれども、こっちが事務的にいろいろ手が回らない関係で、この大口等まだ1件も回っていないのですけれども、

早速7月の状況を見て、8月からは何らかの手を打ちたいと、そういうふうには思っています。とにかく徴収しないとどうしようもないですから、半分は極端に言う要因はこれにもあるのです、赤字の要因は。ですからこれも皆さんとも協力しながらやっていかないと、イタチごっこになるのではないかと考えています。できるだけ皆さんとも相談を伺いますので、そのときは御協力をお願いしたいと思います。数字的にはすみませんけれども、後で資料を渡します。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。歳入不足、そもそも簡易水道ではその使用料金、あと航路では貨物料金または運賃の未収が主な要因の一つになっていると考えています。それでは今の簡易水道及び航路事業における追加出納閉鎖期間の現年度分の収納状況と、あと過年度分の収納状況、これはもちろん3月末日までなのですが、状況をお願いします。簡易水道と船舶のものです。収納状況をお聞きます。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道料金の収納状況の質問ですが、現年度分で72%、滞納分が25%になります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。続いて航路事業のほう大丈夫ですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまのパーセンテージは、ちょっとはじいていないのですが、平成20年度の徴収額が293万3,982円、そのうち大体90万円余りが大口の徴収がなされています。あとの200万円余りは大口以外の方々から徴収いただいています。この徴収は、年間大体平均して420万円ぐらいの売り掛けがありますので、大口も含めて、最低420万円以上徴収していただかないと右下がりにはならないというふうには実感していますので、これに最善の努力をしてみたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。今の額は現年度分のみですね、過年度分もまとめた額ですか。はい、わかりました。それでは次に同じ質問なのですが、村税、あと公営住宅で、国保の現年度分と過年度分の収納状況をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

地方税についてです。地方税については宮里議員のほうに資料をおあげしていると思います。それを見ながら説明をさせていただきますと、現年度分が92.7%、滞納繰越分で34.9%、合計で82%ということで、平成19年度決算と比較しますとわずかではありますが0.5ポイント徴収率がアップしております。

す。あと公営住宅につきましては、平成20年度末で滞納世帯は1世帯だけになりました。これまで三、四世帯ほどあったのですが、平成20年度で3世帯については完納していただきまして、あと1世帯、1戸だけまだ滞納が残っているという形ではあるのですが、これについても今分納させておりますので、平成21年度中にはその滞納分も払っていただけるのかなというふうに思っております。公営住宅についてもかなり収納率は改善をしていると思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、ありがとうございます。それでは国保のほうお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

国民健康保険税の滞納についてお答えいたします。現年度分、一般と退職を合わせまして現年度分は97.08%、滞納繰越分は18.74%で合計は87.88%となっております。前年度比で比べますと1.2%の増となっております。滞納分に関しましては、分納誓約書を取りながら納付のほうに努めさせていただいております。現在1件居所不明の方がいらっしゃって、この方の額が大きいものですから、この方の居所をつきとめて滞納処分をするようにしていきたいと思っております。もう1件平成20年度から創設されました後期高齢者医療の保険料ですが、現年度分しかございません。前年度は90.65%でございました。1件高額の納税者がおりまして45万2,500円の未納となっております。この件に関しましても、再三自宅のほうも訪問させていただきまして制約をしていただき、今月いっぱいまでには納付していただけるようにとりつけております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。税納滞納者に関しては、差し押さえ等、法律的な滞納処理を行い実績を上げているようですが、先ほど公営住宅の分が非常にいい感じで回収ができているということでしたが、この公営住宅に関しては個別訪問をして徴収を促したのですか、どのような方法で徴収したのかということをお教えください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

公営住宅は、もちろん以前から督促なり催告なりということでやってきました。さらに昨年の徴収対策チームが昨年12月に共同で個別訪問とかということをやったのですが、その機会を利用したり、担当者がその都度といいますか、間を置かず相談に乗ったり、まず滞納させない努力をしないとはいけませんので、その辺を滞納している方と親身になって話し合った結果、こういういい方向にいったのかなとは思っています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。税及び公営住宅の料金に関しましても、確実に滞納整理の実績を上げていると思

ます。しかし残念ながら簡易水道とか航路事業がかなり足を引っばっていると言わざるを得ない状況であると思います。村長にぜひお願いしたいことがあります。まず現年度分を滞納させない工夫、次に確実な滞納整理に計画を強力に推進していただきたいと思います。そうすることによって、それはやはり同時進行で行わないと、どうしてもこの徴収率というのは全体的に上がってくるということができないと思いますので、ぜひ村長にお願いしたいと思います。

次に前回の3月議会において、滞納分、いわゆる過年度分におきまして徴収率の目標数をお聞きしたと思います。先ほど産業振興課長からのお話があったのですが、税に関しては20から30%の過年度分におきましての目標値を設定しているということ。簡易水道におきましては90%、目標数値、航路事業は80%というふうにおっしゃっていましたが、先ほどの数字からしても非常にとても高いハードルだったのかなというふうに思っておりますが、でもあえてこれはパーセンテージを下げるということはないで、ぜひこの90%と80%、これを必ず達成するように頑張っていたいただきたいと思います。これはずっと私が監視しておりますので、よろしくをお願いします。

次にもう1点、前回の3月議会におきまして要望しました徴収対策班において、収納率、徴収率等の統一様式の作成を私は要望しました。一目で見て同じ様式であれば一目瞭然、わかりやすいのではないかという観点からお願いしたのですが、この統一の様式、これは作成していただけたでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

たしか3月の議会でそのような答弁をさせていただいたのですが、残念ながらまだお手元に資料も配られているかと思うのですが、いまだに別々の徴収のデータとなっております。徴収対策チームが7月1日でちょうど1年になりますし、その辺はしっかりと税政課のほうで指導して、まとめていきたいと思います。今回はちょっと準備できなかったことについておわび申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ぜひ早急に作成していただきたいと思います。最後に財政難の中、毎年のように一般会計からの持ち出しが非常に莫大な金額になっていると思います。平成19年度においては、公営企業におきまして6,400万円ほどの持ち出し、補てんがあったと思います。私として、ぜひこの持ち出し分を、できればすべて子育て支援、あと教育福祉、あと経済対策等に充当できれば、すばらしい、本当に住みよいむらづくりが十分できると確信しております。このことを念頭において、なお一層の徴収強化、努力をしていただきたいと思います。以上で1点目の質問を終わります。

次に2つ目です。次世代育成支援行動計画「座間味こどもプラン」についてです。このプランは御存じのとおり平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法を受けて、子育てサービスの充実や住宅環境の整備、子育てコストの軽減など、子育てを多面的に支援することを目的とし、全国の市町村に義務づけられた行動計画です。また家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備することを基本理念とし、国、また地方公共団体、事業主、あと国民の責務が定められた少子化社会対策基本法も関連しております。そこでまず1つ目、子育てコストの削減として、②第2子め以降の入園・保育料補助制度の導入についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいまの宮里議員の第2子以降の入園・保育料補助制度の導入についてということなのですが、まず本村においては3歳から5歳児保育を実施しておりますが、入園料及び保育料については、村の条例に基づいて徴収しているところです。入園料及び保育料徴収条例では、減免措置がありますが、第2子以降の保育料補助については、村の財政状況から実施に向けては大変厳しい状況にあります。幼児教育を推進する上で、保護者負担の軽減策について検討していく必要があると考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。資料としまして、これは今年の2月なのですが、中城村保育料3人目から無料、持ち出し額が600万円以上、あと宜野座村も幼稚園料無料、これは大体250万円ほどの持ち出しと。あと那覇市のほうの3人目以降保育料無料というふうに厳しいながらもどうか自主財源を充てて子育て支援に力を注いでいるというふうに記事のほうが進捗が上がっております。今後この辺も含めまして、自主財源の確保等も必要になってくると思いますけれども、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思います。

それでは次③急病の際の渡航運賃補助制度導入について、現在本村独自の取り組みとしまして、妊婦健診渡航費の補助制度等が確立されていると思いますが、その裾野を広げて乳幼児などが急病の際に沖縄本島の病院に行かなければならない場合の補助制度として伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里祐司議員の御質問についてお答えいたします。村内の診療所では対応できない診療科目や精密検査等は、島外の医療機関を受診していただいている現状でございます。高度な医療を必要として、定期的を受診される場合もあり、補助対象の範囲や補助対象者数を調査しながら、経済的負担の軽減を図るため検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。続けます。次に④公営住宅を含めた住宅整備についてなのですが、子育てプランのほうで国の行動計画指針のほうには、子育てには若い世代を中心に広くゆとりある住宅を確保できるように支援することが必要である。また公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるような優先入居制度の創設及び活用が望ましいというふうに位置づけられております。子育てを支援する生活環境の整備として、本村ではいままで全部で15棟、約52世帯の公営住宅が建設されております。しかしながら座間味島におきましては、いまだ10世帯の入居希望者がいる状態であり、中には3人の子育てをしながら窮屈な住宅で生活を強いられている家庭も実際にあります。以上を含めて、今後の公営住宅を含めた住宅整備について、今後の見通しについても伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの宮里議員の住宅整備についてお答えします。公営住宅整備については、入居者の需要及び用地等の調査をし、財政事情のほうも勘案しながら整備計画に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。とりあえず一通り質問をした後に逆提案がありますので、質問を続けたいと思います。続きまして、安全で安心な地域づくりの推進としまして、このこどもプランの中に公園整備及び管理の充実という部分が組み込まれています。現在本村には、座間味緑地公園、阿嘉漁港・漁業集落運動公園の2カ所の公園が整備されております。しかし座間味緑地公園では、台風や塩害により遊具の腐食が激しい状態となっております。今後子供たちが安心して遊ぶことができるよう、遊具等の安全点検を行い、地域住民の身近な公園広場として、環境美化並びに維持管理の推進に努めるものと付け足しますというふうに明言されております。⑤座間味緑地公園の遊具などの整備と、今後の新設についての見通しをお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

宮里議員の公園の遊具等についての質問ですが、座間味港の緑地公園の全般を含めて施設は、県の施設であります、村が県から委託されて管理している状況です。それで例の遊具設置場所を点検したところ、結構腐食していましたので、撤去しております。基礎のほうがちよっと残っておりますので、それも撤去する予定にしております。新しく新設してもらえるかという問題ですが、これは県の施設でありますので、県に新規遊具の設置を要望したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、ありがとうございます、わかりました。大体今質問した4項目においては、財政的な部分ということで、どうしても難しいのかなという回答になると思うのですが、政府の経済財政諮問会議では、昨日経済財政政策の基本方針、骨太方針2009の原案を了承し、年末には閣議決定される見通しというふうな記事が載っておりました。その中で少子化対策の大綱の見直しも組み込まれておまして、複数の子供がいる家庭に教育費の負担軽減策や妊婦健診の公費の恒久化などの子育てに対するさまざまな優遇策が検討されているわけです。何が言いたいかと申しますと、具体的な事業及び補助率が今後出てきた段階で、早急に対応できるように財源の確保と計画を行っていただきたいというふうに思います。一番最初に質問しました自主財源の確保、こちら公共料金の滞納処理も一つの自主財源の確保として非常に効果的なものだというふうに思っております。関連する事業があることを前提に、ぜひ今申し上げた4つの計画に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて⑤座間味こどもプラン「プロジェクトチーム」の設置についてお伺いします。次世代育成のためにはやはり部門を超えて知識や実状を協議するいわゆるナレッジマネジメントという部分が不可欠だというふうに思っております。ぜひ役場内部においてプロジェクトチームを立ち上げ、次世代育成行動計画の後期計画におきましては、定例でぜひ進捗状況会議を開催し、現状と課題を役場の内部、全課で共有するためにこのチームを立ち上げていただけないかという要望です。お願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里祐司議員の御質問にお答えいたします。本年度に策定いたします後期次世代育成支援行動

計画は、現在厚生労働省の意向を反映したニーズ調査の素案を完成させ、今月末にはアンケートの配布を予定しております。調査結果の分析が終わり次第、次世代育成支援対策推進協議会の委員を委嘱しまして各課の課長を作業部会の委員に委嘱しプロジェクトチームといたします。また出産育児、子育てに携わっている方との意見交換会も開催いたしまして、次世代育成支援の行動指針となる計画策定をいたします。年間計画を立てておまして、年度末、2月に計画の評価を予定しております。この際にはワーキングチームといたしましての各課長のほうに提案をいたしまして、今までの進捗状況の評価をしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、ありがとうございます。ぜひこの座間味こどもプラン、今後も継続的に私もかかわって、あと質問等あげていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

では次の質問に移ります。3座間味小学校老朽化問題についてです。座間味小学校校舎の天井剥離と今後の対応について。私も1週間前ですか、学校のほうにちょっと視察にいったのですけれども、いち早く村長が現場視察に来ていただきましたということでお話をお聞きしました。教育委員会の方々も含めまして、素早い対応を評価いたします。さて剥離の状況、経緯、あと経過報告、あと今後の復興のために対策について伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいま宮里議員の座間味校校舎の天井剥離についての御質問ですが、きょうの定例会にも関連補正予算を提案しておりますのでよろしくお願いいたします。お答えします。天井が剥離した校舎は、昭和56年に新築した築28年になる2階建鉄筋コンクリート造の小学校の校舎ですが、現在同校舎全体について専門業者による建物の耐力度調査、それから保存度調査を実施しているところです。補修、改築等については、調査結果を踏まえて検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。今の耐力度調査と、あと保存度調査というのは、詳しくはどのような調査ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

耐力度調査と保存度調査であります。これは現在建っている建物のコンクリートの圧縮強度の検査、コアの検査ということで実際ひびが入って割れた部分と頑丈な部分、これを抜き取って、その強度の比較をするということで、6カ所からそれを抜いて今持ち帰っております。それから使用材料の調査、それとコンクリートの中性化の深さの検査、鉄筋の腐食度、ひび割れ等、約20項目ぐらいの調査項目があります。その調査項目それぞれに点数を付していくのですが、それが4,500点を基準にこの校舎が修理が可能かどうか、それともまた建て替えになるのかどうか、その基準になりますので、その調査結果を見て、今後も対応していきたいなと思っております。ちなみに本校舎は、平成24年度に改築の計画がありますが、現在実施している構造力調査、それから保存度調査の結果によって、次年度あたりからまた改築に向けた作業準備

等を進めていく必要が出てくることも想定されます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。結果次第では、もう来年度にでも校舎の建て替え等は当然行わなければならないという状況ということですね。はい、わかりました。調査結果が出ないと何とも言えない部分だと思しますので、この件に関しましては、これはちなみに調査結果はいつごろ出る予定ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

調査結果につきましては、約1カ月かかるということで、7月10日から15日の間に出ると思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。またこの件に関しましては9月の定例会でも質問させていただきたいと思います。本来保障されるべき、安全に義務教育を受ける権利というものを、子供たちの権利を守ってあげてください、確保してあげてください。よろしくお願いします。

では次に、4ライフセーバー配置について。本村におけるビーチの安全確保については、平成9年度に初めて賃金でライフセーバーを配置して以来、10年にわたり多くのライフセーバーの指導や監視により安全が確保されてきたということは言うまでもありません。また本村のビーチの安全確保に日本財団よりジェットスキーが対応される等のその体制については、県内自治体の中では恐らくトップクラスだったと思います。このことは安全、安心な観光地を目指していくことの表れでもあり、また観光を主産業としている本村のビーチの安全確保はもちろん、何よりもイメージアップにつながることから、ライフセーバーの配置については本議会でも最優先業務として予算措置に理解を示してきました。そこで昨年、一昨年と計画どおりの配置、残念ながらすることができなかったわけですが、このライフセーバーの配置について、今期の状況をお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ライフセーバーの件についてお答えします。一昨年、昨年配置できなかったことは深くおわび申し上げます。今年度の配置についてですが、日本ライフセーバー協会沖縄県支部と連絡を取りもう調整も済んでおります。各ビーチに6名、古座間味、阿真、ニシ浜に6名配置してビーチの安全確保、水難事故防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

今年度は夏休みから予定どおりの配置ということでよろしいですか。はい、わかりました。安心、安全な座間味村をぜひアピールしたいと思いますので、村のホームページのほうでもぜひそのライフセーバーの件に関しては大きく掲載していただきたいと思います。

最後の質問になります。5港湾域の利用について。この件に関しましては、平成18年12月、平成20

年6月と質問しています係船場所と陸揚げ場所、駐車スペースの管理についてになります。現在多くの船舶及び自動車が港湾内に係留、保管されておりますが、残念ながら十分な管理がいまだなされていないものも多数あり、利用者からの要望、また課題が山積しています。そこで今後効率的な管理をするに当たり、具体的な方策、考えがあるのででしょうかお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

座間味港の港湾管理についてお答えします。座間味港は県の施設であり、県から委託を受けて村が今管理しております。係留場所や船揚げ、船置き場ですか、場所について、船主等を集めて協議、話し合いを持ち、村も含めて整理して指導していきたいと思います。駐車スペースについても車の所有者を把握して整理していきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

これまで2回の質問において同じような回答をいただいているのですけれども、実際担当課のほうから船のとめ方と利用方法について、利用者に話を持ち掛けると、非常に強い口調で関係ないだろうみたいな、そういうふうな口調で言われて、非常に職員のほうとしてもその辺の管理についてやりにくい部分があるという話を聞いたことがあります。そこで那覇港はちょっと規模が大き過ぎますが、港の管理組合だとか、あと船主会、そういう組織をつくって、その中で例えば西なり、東なりで分けて、その中でいろんな利用方法の話し合いをしていただいて、今後の例えばトイレの要望だとか、水道だとか、また改修の要望等をそこからヒアリングしてすい上げていくような方策をとったほうがいいのではないかというふうに思うのですが、その船主会等の組織をつくるということに関して、どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

御提案ありがとうございます。そうですね、個人的にいろいろトラブルもあるようです。ナーハイバイも、ドゥーチュイバイといいますか、そういうのもあるようですので、できるだけ御提案のありました船主会ですか、東、西に分けて、だれか先頭に立ってけんかのないように徹底的に指導、担当者も含めてやって参りたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、よろしく申し上げます。もちろん住民、あと訪れる観光客が利用しやすい施設、港湾にぜひしてください。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第7. 議案第20号から議案第29号までの議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案の説明をいたします。

議案第20号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第8号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方債の発行について、政府資金以外の借入先の利率見直しによる借入れが可能となったことから、地方公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び緑故（民間）銀行等から借入れができるよう第2表地方債補正を変更する必要があったが、議会の招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

座間味村長 仲村 三雄

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

平成20年度座間味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------|--------------|--------------------|-----|--|--------------|--------------------|-----|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債 | 千円 34,077 | 証書借入 又は 証券発行 | % | 借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。 | 千円 34,077 | 証書借入 又は 証券発行 | % | 借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。 |
| 造林事業 | 3,900 | | | | 千円 3,900 | | | |

議案第21号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年3月31日
- 4 専決処分の理由 保険財政共同安定化事業医療費拠出金の見込額が大幅に増額したため予算に過不足が生じた。また、毎月確定額を国保連合会に支払うことから、早急に補正予算を編成する必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

座間味村長 仲村 三雄

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|-----|---------|
| 9 共同事業交付金 | | 13,965 | 594 | 14,559 |
| | 1 共同事業交付金 | 13,965 | 594 | 14,559 |
| 歳入合計 | | 168,155 | 594 | 168,749 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|-----|---------|
| 7 共同事業拠出金 | | 19,622 | 594 | 20,216 |
| | 1 共同事業拠出金 | 19,622 | 594 | 20,216 |
| 歳出合計 | | 168,155 | 594 | 168,749 |

議案第22号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

議案第23号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成21年3月31日

条例第5号

座間味村国民健康保険税条例（昭和47年座間味村条例第43号）の一部を下記のとおり改正する。

第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第12条第1項中「第15条第1項」を「第15条」に、「同項」を「同条」に改める。

附則第8項中「と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引にかかる雑所得等の金額」を削除する。

附則第5項中「法附則第35条の2第1項」を「法附則第35条の2第6項」に改める。

附則第10項中「法附則第33条の3第1項」を「法附則第33条の3第5項」に改める。

附則中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険税について適用し、平成20年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年3月31日
- 4 専決処分の理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成21年3月31日

条例第6号

座間味村国民健康保険税条例（昭和47年座間味村条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3章、第4条から第11条まで1条ずつ繰り下げ、第4条に次の1条を加える。

第3章 被保険者

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行なう者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議案第25号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年5月29日
- 4 専決処分の理由 平成20年度航路事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び老人保健事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明した。そのための、繰上充用と、簡易水道の浄水施設の早急な修繕箇所が発生したため、補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,101,230千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-----------|--------|-----------|
| 17 繰越金 | | 6,000 | 29,473 | 35,473 |
| | 1 繰越金 | 6,000 | 29,473 | 35,473 |
| 歳入合計 | | 1,071,757 | 29,473 | 1,101,230 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 3 民生費 | | 114,479 | 1,992 | 116,471 |
| | 1 社会福祉費 | 102,176 | 1,992 | 104,168 |
| 4 衛生費 | | 124,522 | 16,820 | 141,342 |
| | 1 保健衛生費 | 81,497 | 16,820 | 98,317 |
| 13 諸支出金 | | 8 | 10,661 | 10,669 |
| | 2 公営企業費 | 2 | 10,661 | 10,663 |
| 歳出合計 | | 1,071,757 | 29,473 | 1,101,230 |

議案第26号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年5月29日
- 4 専決処分の理由 国・県の負担額金変更申請を行っているが、国庫負担金確定額が申請していた額より大幅に下回ったため、平成20年度座間味村老人保健事業特別会計において、歳入が歳出に不足していることが判明したため、繰上充用手続きが必要となった。
よって地方自治法第166条の2の規定により繰上充用の手続きをとることとし、繰上充用の原則に従い出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳補正予算」による。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------------|--------|-------|-------|
| 4 繰 入 金 | | 48 | 1,992 | 2,040 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 48 | 1,992 | 2,040 |
| 歳 入 合 計 | | 310 | 1,992 | 2,302 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|------------|--------|-------|-------|
| 4 前年度繰上充用金 | | 0 | 1,992 | 1,992 |
| | 1 前年度繰上充用金 | 0 | 1,992 | 1,992 |
| 歳 出 合 計 | | 310 | 1,992 | 2,302 |

議案第27号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年5月29日
- 4 専決処分の理由 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため繰上充用の手続きをとることとし、出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があった。また、浄水施設の一部において早急な修繕を必要とする箇所が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

座間味村長 仲村 三雄

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表「歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|--------|---------|
| 3 繰入金 | | 54,045 | 16,820 | 70,865 |
| | 1 繰入金 | 54,045 | 16,820 | 70,865 |
| 歳入合計 | | 127,280 | 16,820 | 144,100 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|------------|------------|---------|--------|---------|
| 1 簡易水道事業費 | | 68,109 | 1,156 | 69,265 |
| | 1 営業費 | 68,109 | 1,156 | 69,265 |
| 4 前年度繰上充用金 | | 0 | 15,664 | 15,664 |
| | 1 前年度繰上充用金 | 0 | 15,664 | 15,664 |
| 歳出合計 | | 127,280 | 16,820 | 144,100 |

議案第28号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成21年5月29日
- 4 専決処分の理由 平成20年度座間味村航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため繰上充用の手続きをとることとし、出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成21年6月19日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度座間味村の航路事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年5月29日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 1 事業収入 | | 570,348 | 10,661 | 581,009 |
| | 3 営業外収益 | 3 | 10,661 | 10,664 |
| 歳 入 合 計 | | 570,353 | 10,661 | 581,014 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|------------|---------|--------|---------|
| 7 前年度繰上充用金 | | 0 | 10,661 | 10,661 |
| | 1 前年度繰上充用金 | 0 | 10,661 | 10,661 |
| 歳 出 合 計 | | 570,353 | 10,661 | 581,014 |

以上、今までの専決処分の承認につきましては、内容等につきまして全員協議会のほうで説明させていただきましたので、詳細な説明は省かせていただきました。

議案第29号

平成21年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年6月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,104,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------|-----------|-------|-----------|
| 13 県支出金 | | 54,578 | 599 | 55,177 |
| | 3 県委託金 | 30,768 | 599 | 31,367 |
| 17 繰越金 | | 35,473 | 2,300 | 37,773 |
| | 1 繰越金 | 35,473 | 2,300 | 37,773 |
| 歳入合計 | | 1,101,230 | 2,899 | 1,104,129 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|--------|-----|--------|
| 8 土木費 | | 95,407 | 599 | 96,006 |
| | 7 空港費 | 20,812 | 599 | 21,411 |

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 10 教 育 費 | | 149,257 | 2,300 | 151,557 |
| | 2 小 学 校 費 | 27,652 | 2,300 | 29,952 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,101,230 | 2,899 | 1,104,129 |

補正予算の内容、詳細につきましても全員協議会で説明をさせていただきましたので、ここでの説明は省かせていただきます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第8．議案第20号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算第8号について）を議題とします。

質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

8号までの専決処分でございますけれども、2件ほどお聞きしたいと思います。1件目が議案20号でございます。この詳細におきまして、利率の見直しということがうたわれておりますが、これを見た限りではみんな10%になっているのですけれども、本当に10%以下と書かれているのですけれども、これはこんなに高い利率というのはなかなかないわけですが、実際どの程度のもものがあってこの利率の見直しをやっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画・財政課長。

○ 総務企画・財政課長（垣花 健）

利率については10%以内というのが各自治体での標準的な利率なのですけれども、過去にお借りした起債の中には7.5%とか10%とか、非常に高い利率のものもありまして、それを借りかえるためには、やはり安い金利に借りかえるということで財政の負担を減らす必要がありますので、現在は2%前後の利率となっていると思います。今回、金城議員は全員協議会をたしか欠席されていまして、説明を聞かれていないかとは思いますが、今回の地方債補正の見直しは、地方公営企業金融公庫というのが地方公営企業金融機構というふうに名称が変わったということと、沖縄振興開発金融公庫というのが、以前の地方債補正で実益がないということで、沖縄振興開発金融公庫のほうから指摘を受けまして、3月の定例議会後に、これを専決処分で日にちがなかったものですから、いたし方なくこれを専決処分をしたいきさつがあります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この内容につきましては、何も書かれてなかったものですから、2%だったら非常にいいものではないか

と思います。これは一応終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

議案第20号について、ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算第8号について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第20号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算第8号について）は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第21号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について）は、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第22号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第23号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第24号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いて)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第25号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村一般会計補正予算第1号について)を議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村一般会計補正予算第1号について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村一般会計補正予算第1号について)は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第26号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算第1号について)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算第1号について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算第1号について)は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第27号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正

予算第1号について)を議題とします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

ちょっといいですか。今のページ7の水道施設費に115万6,000円計上されているのですが、これは何を修理したのですか。これだけ教えてください。

○ 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長(金城英隆)

水道施設費の修繕費の質問についてお答えいたします。修繕箇所は阿嘉浄水場の沈殿池ポンプ、それと浄水池ポンプ、おのおの1基ずつです。それとポンプが1カ所容量が大きくなりますので、それに伴う電気計装交換、マグネットとか、コンタクターとか、そういうものがポンプの容量が大きくなりますから、そういう取りかえ経費になります。

○ 議長(宮平秀保)

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第1号について)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第1号について)は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第28号 専決処分の承認について(平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算第1号について)を議題とします。

これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

船舶につきましては、毎年赤字経営で今年度一般会計から1,000万円の繰り出しをやっておりますが、船舶に関係がありますので、私ちょっと触れたいと思います。今、阿嘉、慶留間のほうから議員のほうに通っておりますが、何か臨時便は使わせないようにして、これは村長の命令なのか、この1点をお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長(野崎 康)

ただいまの質問、課長のほうでそういう御協力願いとすることで各課長には申し入れた次第でございます。

村長命令ではございませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はっきりしてください。村長の命令ではないわけですね。私が申し上げたいのは、今までずっと議員というのは10時からの開会でございます。これを2時間前から来るというのは、これはとんでもない話なのです。だから船舶がそれだけの赤字が出たら、定例議会をあわせて4回しかないですよ。皆さんがいろいろ補正がある場合とか、臨時議会があるときもあると思うのですが、本議会が4回なのです。議員の臨時便を出せないようなものでしたら一般会計から入れないほうがいいのかいいのではないですか、これは。それがまた教育委員会でもいろいろやっているみたいですけども、今、きょうの村長の所信の演説の中で児童生徒の地域の間、それから世代間交流事業の推進とか、座間味村で学ぶ教育環境ということをやられているのですよ。これもわからないで臨時便を出さない。こんな行政の取り方というのは反省してください。これはどこにもないですよ。赤字になっても一般会計から入れているのではないですか。だからこういったのは、必ずみんなと相談して調整しなければいけない。自分勝手なことはやらないでください。議会の前で、だからこういうのは本当に議会の皆さんとの調整をちゃんとやらないといけないですよ。こうなったら一般会計からの1,000万円というのは、否決やってもよろしいですよ。こうなったら今まで子供さんの船がないから行政連絡線をつくっていたけれども、船舶に渡した理由というのは、いろいろ前の村長がこうだったからということをやっているわけです。これに臨時便を出さないといったら、子供さんの教育、そういったものをどうしてやりますか。これは反省してもとに戻してください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の件にお答えします。ただいまの件は確かに私が知らなかったこととはいえ、いろいろ皆様には御不便をおかけしたことに對しましては心よりおわびしたいと思います。私も先ほどから述べていますとおり、住民福祉の向上のためになることであれば、いろいろと多少財源が伴う場合に関しましても、できるだけ住民に不便をかけないような形で行政運営をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

御理解をいただきたいというのは、そのようにやるという意味ですか。これはちょっと答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の件に関しましては、まず臨時便の件に関しましては、次回からちゃんと対応させていただきたいということです。それと先ほどの教育の話も含めまして、船舶の免減等に関しましてもできるだけ住民の福祉に役立つような形で考えておりますということです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。そのように住民の福祉のためにも頑張ってください。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認について（平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算第1号について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認について（平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算第1号について）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第29号 平成21年度座間味村一般会計補正予算第2号についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

教育委員会の2、9ページの教育費です。学校管理費。課長、これは天井の剥離ということで五、六年生の教室ですよ。この修繕費、これはどなたが230万円という見積りをやったのですか。先ほど校舎の鑑定士が鑑定して、何十点出るとはかわからないけれども、出るのが来月の十四、五日ということだったのですけれども、修繕費の230万円はどなたが見積りをやったのですか。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

今回計上しました230万円についてを御説明します。当初校舎が剥離した時点で、島の業者を入れて見せたところ、天井を全部はがして、中を見て、コンクリートを落としてそれから修理をするということで見積りをもらいました。それで上がった価格が230万円だったのですが、ところがあけたところ、ひび割れが予想以上に多くて、剥離した部分もまたあったものですから、これは修理するというよりは、その前にやはり耐力度調査が必要だろうということで、修理は今ストップして、この専門の業者を呼んできて、今耐力度調査を入れておりますが、その費用に今回計上した230万円を充てて、調査費にしよう、今思っております。最初に計上したのは、地元の業者から見積もりはもらいました。230万円です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私も専門家ではないのですけれども、単純なことだけでも、この五、六年生の教室のところは、子供たちは出していますよね。この230万円というのは、地元の業者が出したというのですよね、すみませんけれども、こ業者の名前を言ってもらえませんか、よかったら。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

これは座間味建設さんをお願いしたのですが、校舎のコンクリートが剥離した教室が1棟の普通教室だったのですけれども、それについての修理ということで見積りをもらったところ230万円という金額が出てきておりました。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

もうこれ以上言いませんけれども、ただ単純に思うのは、これは鑑定士が来月出すということを行っている。もしこれによっては校舎が改築になる可能性もあるのでしょうか。この校舎は築何年ですか。28年、どうですか、築28年というのは耐用年数ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

座間味校の校舎の場合、昭和53年に建築したまだ古い建物もあります。この建物については、全然ひび割れもなく、まだ大丈夫なのですけれども、その後の昭和56年につくった今回剥離したもの、その天井部分が、どうも設計士にも見せたのですが、同じこれより新しいはずの建物がコンクリートの使い方とかあるいは鉄筋の配置の仕方とか、配線の仕方とか、その辺から腐食してきているようなところがありました。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今そこにトラックが入ったりしたのは、そのの工事をやっているのですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

そうです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

修理をやっているのですね。トラックが入って毎日やっています。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

調査だけです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

毎日調査しているのですか。調査は1週間かかるのですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

調査は、今学校の授業に支障がないように土、日だけさせています。だから今言う車というのは別の車だ
と思うのですが。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

いつもトラックがあっちにいるような感じがするものだから、長い調査だなと思って。専門家ならば、大
体1日、2日ではわかるのではないかと思っていますけれども、これも私の素人考えです。いずれにしても、
鑑定士が来月何十点かの結果を出すわけです。場合によってはこれは無駄になりますよね。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

流用します。修繕は今ストップです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

流用する、わかりました。これはまた私はこの業者にあげるのかなと思って、そうでない。はい、わかり
ました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成21年度座間味村一般会計補正予算第2号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 平成21年度座間味村一般会計補正予算第2号について
は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 報告第1号から第3号まで一括して報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは報告第1号から第3号までです。

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越金 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|---|---|----------------|----------------|----------------|---------|--------------|------|----|----------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 起債 | |
| 2 | 1 | 地域美化事業 | 円 2,300,000 | 円 2,300,000 | 円 | 円 282,000 | 円 | 円 | 円 2,018,000 |
| 2 | 1 | 定額給付金給付事業 | 18,408,000 | 18,408,000 | | 18,378,000 | | | 30,000 |
| 3 | 1 | 入浴サービス事業 | 7,000,000 | 7,000,000 | | 7,000,000 | | | |
| 3 | 2 | 高齢者医療制度円滑運営事業 | 3,182,000 | 3,182,000 | | 3,182,000 | | | |
| 3 | 2 | 子育て応援特別手当交付事業 | 1,218,000 | 1,218,000 | | 1,213,000 | | | 5,000 |
| 4 | 1 | 健康増進(福祉バス購入)事業 | 3,804,000 | 3,804,000 | | 3,804,000 | | | |
| 4 | 1 | 簡易水道事業特別会計繰出金 | 8,852,000 | 8,852,000 | | 8,852,000 | | | |
| 4 | 2 | 混合ゴミ処理事業 | 2,400,000 | 2,400,000 | | 2,400,000 | | | |
| 8 | 1 | 外灯設置事業 | 2,000,000 | 2,000,000 | | 2,000,000 | | | |
| 8 | 1 | 転落防止柵設置事業 | 6,000,000 | 6,000,000 | | 6,000,000 | | | |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越金 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|------------|------------|-------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|------|----|----------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 起債 | |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | スクールバス購入事業 | 3,000,000 | 3,000,000 | | 3,000,000 | | | |
| 13 諸支出金 | 1 公営企業費 | 航路事業特別会計繰出金 | 27,000,000 | 27,000,000 | | 27,000,000 | | | |
| 合計 | | | 円 85,164,000 | 円 85,164,000 | 円 | 円 83,111,000 | 円 | 円 | 円 2,053,000 |

平成21年6月19日提出

座間味村長 宮里 哲

報告第2号

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書

簡易水道特別会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越金 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|--------------|----------|--------|----------------|----------------|-------------|----------------|------|----|------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 起債 | |
| 1 簡易水道事業費 | 1 営業費 | 簡易水道事業 | 円 8,852,000 | 円 8,852,000 | 円 | 円 8,852,000 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 8,852,000 | 円 8,852,000 | 円 | 円 8,852,000 | 円 | 円 | 円 |

平成21年6月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成20年度座間味村繰越明許費繰越計算書

航路事業特別会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 | |
|----------|------------|--------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|------|-----------|------|---|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 起債 負担金 | | |
| 3 財産費 | 1 普通財産費 | 船舶建造 (かしま代船) | 円 27,000,000 | 円 27,000,000 | 円 | 円 27,000,000 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 27,000,000 | 円 27,000,000 | 円 | 円 27,000,000 | 円 | 円 | 円 | 円 |

平成21年6月19日提出

座間味村長 宮里 哲

以上です。

○ 議長（宮平秀保）

以上で報告を終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。大変お疲れ様でした。

これをもって、平成21年第2回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇